

【教育部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 説明資料は41ページになります。

事業名3の放課後児童クラブ運営事業、総額で9,606万6,000円についてお伺いします。

運営委託料、8クラブ合計で9,383万6,000円ということで、説明の中では1.13倍、受託者の職員の人件費が増えたと、13%増ということで説明を受けたわけなんですけれども、この13%増の根拠は、受託者側からの見積りとかによって算定したのか。

また、法人も多岐にわたるんですけれども、それぞれ法人ごとに要求額が違ったのかもしれないんですけれども、その辺はどうだったのかということをお聞きします。

それと、あと事業の内容の3の施設修理費、修繕料、これの64万円計上してありますけれども、内容を説明願います。

A. まず、1点目でございますけれども、各児童クラブから見積りのほうは徴収させていただいて、それに基づいて積算をしているところでございます。

あと、金額につきましては、人件費等が、見積りに加えて人件費、何かあってもいけませんので、少し学校教育課のほうで余分に取りらせていただいているところはございます。

続いて、備品の関係でございますけれども、備品に関しましては、各児童クラブのほうで各種要望がございまして、それを全て拾わせていただいているところです。

場所によってかなり違いますので、例えば、広場用のマットが必要であったりとか、あとはロッカーが必要になるところもございます。あとは、ポットみたいな普通の備品が必要になるところもありますので、そういったものを要望に応じたものを取らせていただくのと、あとは、突発的に何か生じたときに必要な予算というところの中で、各クラブで6万円ずつ取らせていただいているということになります。

〔「修繕」と言う人あり〕

A. 修繕ですね。

修繕については、壁の修繕を行わせていただいたり、ロッカーの鍵を交換させていただいたりといった形のもの、あとは、備品等で荷物が落ちてこないように棚などを修繕する形になります。

A. ちょっと補足をさせていただきます。

委託費の1.3倍の部分ですけれども、今年度、処遇改善、手当の部分ですけれども、その部分が今年度の9月までは補助金だったんですけれども、今度10月から、今年度、昨年の10月から交付金、直接の補助金が、今度、国県からの補助金としてついてくるということで、もう既にその分を含んでやりなさいということになっていますので、主に1.3倍のうち、増額分というのは、その処遇改善の部分が当初から乗っかっているというようなところで、人件費のベースアップ、プラス、その処遇改善の分が上乘せされているというような計算になっています。

これは、また各受託者とも、いろいろ自社のほうの、自分たちの法人のほうのいろいろな決まりにのっとって見積りを出していただいていますので、各クラブで若干の差はあるということになります。

Q. 分かりました。

今、1.3倍という数字が出たんですけれども、私……

〔「1.13です」と言う人あり〕

Q. 1.13ですね、13%増ですね。分かりました。

それで、修繕料のほうなんですけれども、課長のほうから説明あったんですけれども、特定の事業所ではなくて、8クラブ合計のいろんな修繕にまつわるところの予算取りの金額ということでよろしいですね。再度確認します。

それと、あと、委託料の中に、電気料の高騰等で、いろいろ公共施設の場合には電気料計上してあるんですけれども、これは委託料の中に含んでいるのか、それとも、法人のほうで自分たちで工面をして捻出して電気料を負担するような形なのか、その2点お願いします。

A. 先ほど、各園6万円と申しましたが、すみません、申し訳ございません、備品の関係の誤りでした。

修繕については、要望に応じて取らせていただいているというところの中で、こひつじ園とくまっこのほうの必要の修繕を出させていただいているところでございます。

先ほど、ちょっと壁の修繕であったりとか、あとロッカーの取替えとか、ちょっとお話をさせていただいたようなものを取らせていただいたところでございます。

〔「電気」と言う人あり〕

A. 電気代、すみません。

電気料については、委託料の中に含んでおります。すみません。

Q. 分かりました。結構です。

A. 度々補足ですみません。

基本的には、学校の近くの建物ということで、学校から電気を引っ張っているところもありますので、全てが委託料に入っているわけではございません。特に、あゆのさとは、あゆのさとの施設を使わせていただいているところがありますので、そちらについては、多少、委託料の中に施設運営費みたいな格好で含まれているかと、そういうふうに計算の中では入っているというふうに捉えています。

Q. ちょっと確認なんですけれども、附属説明資料の102ページ、その他の事務事業。

全員協議会のときに、多分この項目で説明があったと思うんですけれどもね、この夏の中体連からクラブチームの参加が認められたというようなことを聞いた記憶があるんですけれども、その件についての説明と、あと、その予算みたいなものが出ているのか伺いたいと思います。

A. 全員協議会のときに、クラブチームのというお話は、来年度の夏からクラブチームの参加が中体連で認められるという認識の御説明をさせていただいたところでございます。

予算について、クラブチームが参加するということに対して、何か予算をつけたということはございません。合同部活動の移動補助等の予算を部活動として取らせていただいているところでございます。

Q. つまり、来年度ということは、令和5年の夏からということですよ。だから、この夏ということですよ。

それで、クラブチームはいろいろ多分あると思うんですけれども、詳細が分からなければあれなんですけれども、例えば、野球のチームだとかは、要するに、土肥と中伊豆と天城の合同チームじゃなくて、何だかマリーンズみたいな、そういうチームも野球とかに出られるということなんですか。そうすると、あまりにもレベルが違ってしまって、何かちょっと試合にならないようなことにもなりそうなんですけれども、ちょっとその辺、もし情報が分かれば教えてください。

A. クラブチームにつきましては、例えば、今あったような何とかボーイズですとかということについて、まず、野球の関係ですと、使っているボールが違いまして、ですので、そういう、いわゆるシニアとかボーイズが野球に参加するということはないです。

要は、軟式野球のクラブチーム、例えば、伊豆クラブでしたか、あと函南ベースとか、そういうようなところ、あと、フジヤマベースとかという、そういうところでしたら参加が可能です。

ただ、今、私の聞いている時点では、中体連の参加につきましては、クラブチームは、クラブチーム独自の予選があって、その予選で勝ち上がったところが県大会で初めて出てくる。

つまり、例えば、田方でいうと、田方地区の予選からクラブチームが参加というのではなくて、県大会でクラブチーム代表として1チーム参加し、あとは各地区から参加し、そこで県大会が争われるというように認識しております。

Q. 予算書の294ページのほうで、すみません、今見えていますので、すみません。

園児向けのICT活用支援業務委託が50万円ですけれども新しく出ていて、この間、説明あったんですけれども、園との絡みということもあると思うもので、どういう展開になっていくのか、園児向けのICTということで、どういうことなのかということと、学校とのほかに連携的なところがあるのかというような、その内容を少し説明をお願いします。

A. 園児向けのICTの関係でございますが、基本的には年長の園児を対象に、そちらのほうにタブレット端末的なものをお持ちをさせていただいて、その中で使っていたらこうというものを、ちょっとイベント的に開催しようかと思っております。

主な狙いというところでございますけれども、今まで、小学校の1年生からクロームブックを使うようになってきているもので、それをちょっと1年早めて使っていただくことで、逆にスムーズに学校に入ってから使えるようにしていきたいというところの狙いがあるということで実施をしております。

これについて、現在のところまだ調整中というところの中で進めておりますので、今後、学校さん、あとはこども園さん等ともお話をさせていただきたいと思っております。

今の段階は、校長会であったり、校長・園長会とかこの間あったんですけれども、そういったところの中で情報を共有させていただいているという形になっております。

Q. 説明資料は112ページ、上の6の新中学校整備事業、総額で17億8,228万1,000円についてお伺いします。

細かいところのちょっと説明をいただきたいんですが、予算書のほうを見ていただきますと……322ページ、何点かちょっと説明をいただきたいと思います。

7の02の協力者謝礼、それと、あと印刷製本費、10の06、それと、13の11の借地料、この3点の内容について伺います。

A. 協力者謝礼から御説明をさせていただきたいと思います。

協力者謝礼につきましては、こちらのほうが、今回、新世代型の学習空間に関する有識者のアドバイス……

〔「ゆっくり、マイクに近づけて」と言う人あり〕

A. メディア・コモンズとか、ラーニング・コモンズとか、新中学校の中にちょっと特徴的な施設を整備するものですから、その関係で、新世代型学習空間構築に関する有識者のところへアドバイスをいただきたいというところの中で、伺うときのお礼、謝礼という形で取らせていただいております。

あと、印刷製本費のほうでございますけれども、印刷製本費につきましては、使う年と使わない年とあるんですけれども、基本的には、説明会が対面でできるときには対面でさせていただくんですけれども、対面でできないときに、リーフレットみたいなものをお作りさせていただいて、各戸配布的なものでお配りをさせていただいております。その関係の費用となっております。

最後に、借地料の関係ですけれども、こちらお一方、借地の部分がございますので、そちらのほうの計上とさせていただいております。

Q. 最後、確認しますね。

協力者の謝礼については、有識者に対する謝礼ということですが、この6万円という費用は、1回の分ですか。

それと、あと、印刷製本費のところなんですけれども、対面の説明会ができればこの予算は不用になるというような感じで受け止めたんですけれども、そういうことでしょうか。

A. まず、謝礼のほうですけれども、謝礼のほうは、基本的に1回1万円を想定しております。6回アドバイスをいただくというところの中で算定をさせていただいております。

あと、印刷製本費のほうにつきましては、現状のところは、対面は対面、あとは配布は配布と分けてやるつもりでおりますので、対面でやらない場合だけ使うというイメージがございます。

ただ、必要に応じて、やはり各戸配布として周知をする必要があるというタイミングでは使わせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

Q. 説明資料の110ページで、予算書は318ページ、修善寺中学校のテニスコートのことです。

昨日も建設部のほうで、テニスコートがいなくなったので、道路を広げて車が通れる道にするなんていう話が出ていたものですから、確認のために教えてください。

修善寺中学校のテニスコートは、借地だったものを返すとかというようなことなのか。

ここでテニスコートがなくなるので、もうテニスコートはいらないのか、ほかにあるのかとか、その辺の周辺のことを、工事と併せて教えてください。

A. 修善寺中学校のテニスコートでございますけれども、基本、現状は使っていないところの中で、修善寺中学校さんのほうからお話をいただいて、その部分が借地という形になっておりますので、借地の解消を図るために、今回、解体の工事をさせていただくという形になります。

逆に、修善寺中学校さんのテニス部は、グラウンドのほうにテニスをするところがございますので、そちらのほうで賄えているという報告をいただいておりますので、今回この工事を上げさせていただいたところでございます。

Q. 教育部全体でもよかったんですけれども、じゃ、学校教育課に関して伺います。

学校教育課の本予算案の総額は幾らなのか教えてください。

A. ちょっと計算をさせていただきますので、後ほど、御回答させていただきます。失礼いたしました。

○委員長 後ほどでよろしいですか。

Q. これは、ちょっとどれくらいの比率であるのかということ把握したいのと、それと、あともう一点、聞きたかったのが、すぐには出ないと思うので、後でもいいですけども、予算要求総額が分かれば教えていただきたい。

それで、査定の段階で、採用されなかったものというのは何があるのか。もし、その辺で頭に浮かぶ思い立った事業とか予算とか、拡充とか新規とか、その辺提案したんだけども予算要求通らなかったというのがあれば、教えていただきたいと思いません。

○委員長 今答えられますか。

後ほどでもよろしいですけども。

後ほどでよろしいでしょうか。

じゃ、ちょっと考えさせてもらって。

Q. 同じような話になるかもしれないんですけども、聞き方を変えますけれども、小学校、中学校、義務教育学校もそうですが、令和5年度は建物の修繕ですよ。古い建物が多いですから、いや、直すところが切りがないということだと思んですけども、基本的に施設の教育環境を整えるという意味で、どういう建物を、施設の整備の方針、お金のかけ方的なところの考え方の基本的な考え方ということで教えてください。

A. ちょっと少しかぶるところがあるかと思うんですけども、切られたところとか、そこもひっくるめて、思いつくところだけお話をさせていただくんですが、その中で、建物の改修というところの中で、やはりエアコンの設置関係というものが、こちらのほうでは、かなりいろんなところで壊れているものもあれば、新しくつけたいものもある。授業によっては、本当に必要なものもあるというところの中で、現状、今回切られたところは、計画的に特別教室のエアコンのほうを実施をしていきかけたところはあるんですけども、そちらについては、ほかのところをちょっと優先をさせていただきましたので、それで切られたというか、計上を見送ったというようなイメージが頭の中にはございます。

今年度の方針といたしましては、極力、特別支援学級であったりとか、通級指導教室とか、あとは児童待合所とか、新しく事業を動かさせていただくところがございます。ですので、そういったところの改修を優先的に進めるというような形を取らせていただいて、今年度の予算は計上させていただいたところでございます。

○委員長 じゃ、後ほどお願いいたします。

Q. 129ページです。129、130ページの給食に関して確認をしたいと思います。

給食の材料費、この高騰については説明をいただきました。それと、電気料も上がっているということは、この案については、それを織り込んだ、盛り込んだ形での予算ということよろしいでしょうか。

それと、あと、次年度から地産地消ということで、特別米を使うというようなこと

で、給食単価、物価上昇以上に材料費がかかってくると思われそうですけれども、その辺もこの予算に含まれているのかどうか、お伺いします。

A. まず、最初の電気料と賄い材料費の関係でございますけれども、現状の今までのかかっている電気料であったりとか、あと賄い材料費と実績を基にした数値という形で出させていただいています。

なので、ちょっと多少、増やして出させいただいておりますので、それについては、万が一、多少上がったとしても何とかなると。

ただ、問題は、急激に上がってしまったりとかした場合には、ちょっとさすがにというところは、また御相談させていただく部分があるかと思っております。

あとは、特別栽培米。

特別栽培米につきましても、お見積りをいただきまして、通年で対応できるようにさせていただいておりますので、これについては、年間を通じてお米が提供していただけるように盛り込んだ予算でございます。

Q. 15%程度の物価上昇、材料費上昇ということを前回伺いましたけれども、それよりもっと上がった場合にも、それは給食の回数を減らすとか、そういうことはなく、通常の年間計画された給食数は、児童生徒には提供できるということよろしいですね。

A. 回数については厳守をさせていただいて、もうとにかく提供させていただく予定でおります。

現状、何か本当に足りない部分につきましては、また補正をお願いさせていただく等対応してまいります。基本、栄養士のほうは、極力知恵を絞って、材料を工夫して品数を出すようにさせていただいている努力をしておりますので、そんなこともしながらさせていただいて、とにかくこの提供する食数については守っていきたいというふうに考えております。

Q. 附属説明書の112ページにある新中学校整備事業のことについてなんですけれども、概要説明資料の11にもあるんですけれども、以前に、整備スケジュールについても詳しい説明をいただいたんですけれども、記憶が曖昧になってしまったもので、もう一度確認したいんですけれども、令和5年度の予算では、17億8,100万円の予算で工事費が計上されています。工事そのものは令和6年度まで続くわけなんですけれども、令和6年度、債務負担行為のこともちょっと記憶が薄れてしまったんですけれども、全体として、令和6年度までの工事計画は立てられていると思うんです。

ですので、外構等の造成工事も含めて、まだ今後、令和6年度は令和6年度で新たに予算が、その分の予算はこれから組まれていく計画で進んでいくということによろしいでしょうか。

A. 令和6年度の予算は、令和6年度の予算として計上させていただきますが、契約に基づいて、令和4年度、令和5年度、令和6年度という形で、これについては支払いをしていく予定です。

まず、令和4年度、本年度は、もう契約行為に基づいて、前払い金額として3割、次に、今度は令和5年度については、出来形に応じてまた3割、それで、最終的に完成時に最後の部分をお支払いするところの中で、最終的、令和5年度が17億4,060万円という予算だったということになります。

Q. 分かりました。

それで、前に全体の工事内容というか、設備内容を伺ったんですけれども、そのときにたしかグラウンドの照明が入っていなかったんですけれども、これ、やっぱり部活やるのに、冬の時期だともう4時半頃になると暗くなってきますけれども、これは、現在の計画ではまだ入っていないんですか。

A. 現在のところ、まだ予算には入っていない状況でございます。

Q. そうすると、必要であるものなら、令和6年度の予算で要望するということですか。計画には入っていないということだもんで。

A. こちらのほう、基本的に、下校の時間がまだちょっと流動的な部分がございます。現在は5時15分という形で調整をしているところがございますけれども、そこについても、今後、2市1町の下校の時刻というのも少し摺り合わせがされてくる部分もあると伺っておりますので、そういったところの様子も見ながら、照明が必要であれば検討していきたいという形を取らせていただきたいと思います。

A. ちょっと先ほどの予算の関係なんですけれども、前払いというのがありまして、前払いは工事を4割を払う、その後に、中間前払いという制度がありまして、それが2割、計6割を分割で払って、先ほど課長が言ったように、最後の残り4割を工事完成後に払うというような流れで予算を組んでおります。

照明につきましては、現時点では計画は持っておりません。

というのも、やっぱり前にも説明しましたがけれども、あれだけのグラウンド、要するに野球場、ソフト、テニスコート、サッカーグラウンド、そのグラウンドを照らすだけの照明の設備というのはすごい費用がかかると思います。その中で、それをどれ

だけの利用があつてとか、そういう総合的なことを考えていかないと、非常に予算的な面がありますので、そのことは、まだ今のこの計画には、当面の計画には含めていませんので、今後そういうことがあれば、またそういうことは皆さんと協議をしていきたいと思っておりますけれども、今の段階では照明を設置する計画はありません。

Q. 中学校の整備計画の中には、照明は全く含まれていないということを確認できました。

ただ、社会人の利用というのも、やっぱり学校施設というのは利用が求められてきますので、それは中学校整備とは別の分野で考えるということによろしいですか。

A. その社会人が使うという考えもありますけれども、まずはその地域が、もともと農地で田んぼだったところに、そういう明かりをつけたときに、周りの人たちの明るさとか、そういう状況とか全てのことがクリアできれば、要望に対してはできるかもしれませんが、現に今、修善寺のグラウンドとか、狩野川公園とか、そういうところに照明がありますので、まずそちらをしっかりと使うような利用方法のほうがよいかと思っておりますけれども。

Q. 新中学校整備事業について、ちょっと確認をしたいことがあります。

資料が、主要事業概要説明資料というのがあるんですけども、お聞きいただきたい、ナンバー11。

ここに令和5年度の新中学校整備事業の概要について書かれているわけなんですけれども、1つは工期の関係です。ここに、中ほどに事業概要で、建築工事については令和5年6月の工事着工、これは、国庫の負担金上の理由からということであるんですけども、今月の22日に安全祈願祭という形であるんですけども、ここに書かれているとおりの令和5年6月の着工ということでもいいんですか。

下のスケジュールのタイムチャートを見ると、令和4年度の途中から建築工事ということで書かれているんですけども、この辺の整合性がよく分からないので、実際のところ、着工時期はここに書かれているとおりのことによろしいのでしょうか。

A. まず、この工事着工の、この着工がどのタイミングかというところの話の中で、まずは、この下のスケジュールのところの書かれているこの建築工事につきましては、例えば、資材を調達をさせていただいたり、仮設的な準備をさせていただいたり、というようなところの中で、支度をさせていただいたところから始まっているものから、この令和4年の途中から入ってきているような格好になっております。

工事、この6月というのは、じゃ、何かというところなんです、基本的な建物が上に建ってくるタイミングのところを目途に、令和5年6月から始めたいというところの中で書かせていただいているところでございます。

それに付随して、3月22日、安全祈願祭は実施させていただくという予定であります。

Q. 再度、確認したいです。

これは、主幹のほうになるかと思うんですけれども、着工というのは、あれですか、基礎工事ではなくて、今、課長が言ったように、建て方が始まった時点を着工というのでしょうか。

実際、何ですか、6月にはもう基礎ができていて、それに対して柱が建ってくるというところでしょうか。

それに絡んでなんですけれども、その下に、教室等のレイアウト調整を先生方と行い、過不足ない準備を進めていくと書いてあるんですけれども、もう基礎工事が始まったりとか、その前の前段階で資材の調達とかが始まっているんですけれども、大幅なレイアウト変更というのは恐らく不可能になってくると思うんですけれども、どの程度の先生方の要望を聞き入れて反映できるのかというのはちょっと疑問なんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

A. まず、工事の関係ですけれども、6月中旬というその着工というのは、国の補助金をもらう関係上、補助金をもらう該当する部分、基本的には根切りといたしまして、基礎を掘るところからがその対象になると。

ならない部分につきましては、例えば、その前にある市道側の歩道を広げるとか、もちろん調整池を造るとかグラウンド側の構造物をやるとか、そういうのとか、あとは仮囲いとかですね、そういう全てのことについてはその前から準備していきますので、準備工程の中で、もう安全祈願祭、3月22日を過ぎた後に現場に入っていきます。基本的には4月から入っていきますけれども、そういう作業を全て進めて、そして6月になったら根切りに入っていくという、そういう工程を今、最終のところまで詰めていますので、そこを間違えると、令和6年11月末という完成に間に合わなくなっても困りますので、今の段階でその工程を調整しているところです。

レイアウトにつきましては、校舎自体のレイアウトはもう委員おっしゃるとおり変わりません。今の工事には、要するにその中に含まれている建てつけというか、ロッカーとか、そういう作り物等のは入っていますけれども、それ以外の備品の関係です

よね。例えば、ラーニング・コモンズとか、そういうところにテーブルとか椅子とか、
どういう配置をしようとか、そういうようなイメージがありますので、それは備品と
してまた購入しますので、それを学校側と協議して、最善なものにしていきたいとい
う、そういう考えでございます。

Q. 今の同じところで、1つだけ教えていただきたいんですが、内容で、備品等の選定
については、新規に購入するもの、3校から新たに中学校へ持っていくもの、それか
ら断捨離をするものを確定するとあるんですが、断捨離というのは捨ててしまうとい
うことなんですが、中には、市民が欲しいというような備品もあるかと思うんですね。
卒業生も。その辺は、現時点ではどういうふうに考えているのか、一点だけ教えてく
ださい。

A. 令和5年度、コンテナボックスを設けさせていただいて、廃棄を予定しているもの
につきましては、基本的には使えないもの、もう明らかに不用となっているだけけれ
ども、もう中学校に長年置かれているようなものについては、こちらもう捨てていき
ましょうというような解釈で進めております。

最終的に、備品、使えるものにつきましては、令和6年、要は閉校までつながって
いくんですけれども、その後もしばらく、ちょっとしばらくは建物、備品もまとめて
おきますので、その中で使えるものについては新中学校へ持っていくというような動
きもしますので、その中で使えるものは使っていくと。

当然、市民の皆様への、地域の皆様への配付というか、そういったものについても、
市の建物が大体閉まるときには、大体そういった形のことを取らせていただいておりますので、新中学校の関係についても、そういったことはしていければいいかなとい
うふうにご検討いただいております。

Q. ちょっと給食センターのことでちょっとお聞きしたいんですけれども、これ3つ合
わせて、天城と、それから中伊豆と修善寺、今年からかもしれないんですけれども、
その3施設で伊豆市の地産米を使うということで、天城センターで6トン、170キロ、
それから中伊豆センターで9トン、それから修善寺中学校で4トン使うように計画さ
れているんですけれども、それぞれキロ単価が、天城の給食センターはキロ当たり
1,183円で、ほかの2施設は1,334円になっているんですけれども、この給食、米の値
段の、天城給食センターのこの安い値、価格というのは、違いというのは何なんでし

ようか。ちょっと計算してそういう、弾き出されたんですけれども。

ちょっと言っていることが分かりますかね。

天城センターが、何キロ当たり……

○委員長 何ページ、何ページかな、それ。

Q. 僕は、今これ、130ページのところの給食センターの賄い費のところを見ていたんですけれども、今、これ僕の使っているのはこっちなんですよね。44。これは何だ。

○委員長 主要事業の。

Q. この参考資料、参考資料の44というのがあるんですけれども。

○委員長 主要事業のナンバー44ですね。

Q. 用意していないのかな。

突然ですみませんけれども。

○委員長 これは、委員が計算してみたら、そういうふうに出たという。

Q. そうです。

○委員長 書いていないですものね、何もここにね。

Q. 書いていないです。計算したらこうなったということで、天城センターがキロ当たり1,183円、それで、中伊豆と修善寺センターが1,334円、これは同じなんですけれどもね。

○委員長 すみません、委員。

その計算出したのは、この予算の73万円で割ったということですか。

Q. そうそう。

○委員長 それを……

Q. キロ単価を出すと。

○委員長 キロで割ってみたということですね。

Q. はい。

○委員長 そうしたら、おのおの違かったということですね。

Q. まあ、僕とすれば、同一価格でやったほうがいいのかと思って。その違いが分からないので、ちょっと参考にお聞きしたいと思って。

○委員長 この予算のは、これはあくまでお米だけの単価ですか、これは。金額。

〔「そうです。お米だけの単価です」と言う人あり〕

○委員長 それを割ればいいわけですね。それがおのおの違うということですね。

Q. そうそう、計算は簡単なんですけれども。

○委員長 なぜ違うかという理由。

A. 大変申し訳ございません。この44番に書かれておりますこちらの天城給食センターの部分が金額が違っております。

予算上は、こちらのほうを出しますと……少しお待ちください。

○委員長 ゆっくり計算しますか。

A. すみません、お願いします。

○委員長 じゃ、ちょっとその答弁は、委員、すみません、後ほどでやりますから。

Q. いいですよ、もう。

じゃ、もう1個いいですか。質問していいですか。

○委員長 もう1点ですか。はい。

Q. じゃ、米のことはこれで、地元のお米を使うということですよ、いいことなんですけれども、地産地消ということを考えて、今、伊豆市の農家というのは、もう高齢化で段々段々縮小されているんですけれども、何か農業で付加価値を高めるということになると、もっと給食センターで、地産地消で地元の野菜を使ってもらいたいと。

何かその農家と契約して、その野菜を一括して仕入れるような、そういう考えは今後起きてこないんですかね。起きてこないんですかというか、そういう考えはありませんか。

A. 野菜の活用についてということですが、最終的に、じゃ、そういった形の形が取れるのであれば、そういった形も検討する必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、現状は、野菜の形であったりとか、下ごしらえの関係等がありますので、そういったところで、やはり粒をそろえていたりとか、かなりちょっといろいろと条件があるようです。

なので、条件がクリアされるようであれば、そういったところも使えるようなところは考えていきたいと思っておりますが、現段階では、そこまで至っていないという状況でございます。

Q. NHKテレビでお昼にやっている「いいいじゅうー!!」というのがあるんですね。移住してきて農業を始めるという。そうすると、そこは、いい移住で、何というんですかね、移住してきた人に対しては広い土地があるから農業ができる、やっていけるというのがあるんですけれども、例えばキャベツを作って、賄って買ってくれるところがあれば、2反でも3反でも一括してできるようなことはできると思うんですよね。

ただ、それが、消費がないのでできないということが今、伊豆市の中ではあると思うんです。

ですけれども、例えば、今の大口とすれば、給食センターは大口の需要家になると思うんですけれども、そこら辺で契約農家等を結ぶと、もうちょっと伊豆市としても違った農業ができるんじゃないのかなと思うんですけれども、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○委員長 何か、答弁が食い違っているみたい。

委員は、それを、地産地消で使えということで、こちらは一括納入して、一括で排出するやり方の説明になっているから、ちょっと食い違っているんですけれどもね。

Q. そうそう。

○委員長 地産地消の……

Q. 考え方からですよ。

○委員長 増進する気はないかということでの答弁。

A. すみません、ちょっと、私がというか、お答えさせていただきます。

学校給食で使うには、まず、ある一定の量と、ある一定の規格がやっぱり必要になってきます。大きさが違ったりしますと、やっぱり下処理に時間がかかったりしまして、その日に作ってその日に配るといような時間の制約がある中で、なかなか規格が違うものを下処理するという時間が取れないといようなことがありますので、まず、一定の量と一定の規格がそろっているものが必要になりますので、そういう栽培をしてくださる方がいれば、当然、それは給食センターでも使うと。

今、中伊豆の体験農園さんの作ったものですとか、当然、椎茸組合さんですとか、あと梅組合さんのものですとか、梅シロップは加工品になりますけれども、地元のものなるべく使うようにしておりますので、そういう安全安心な食材というのは第一なんですけれども、ある程度、やっぱりそういう量と規格というものもあるということとは御承知おきいただければと思います。

Q. じゃ、最後に。

今、私のほうの土肥のほう、土肥、八木沢、小下田辺りも農業はやっているんですけれども、消費がないのでできないということなんです。ありがとうへ売っていても、もう多少は売れるんですけれども、消費がないので、要するに農業としてやっていけないから、やっぱり農業廃れて、休耕田ができる、休まる畑ができてくるというのが往々にしてあるので、そういう大口の需要家を育てるのがあるのなら、そこを農業育

ててやりたいなというのが僕の考え方だったんですけども、そういう消費を拡大できるように、地産地消でお願いしたいなと思っているんですけどもね。

Q. 説明資料は119ページ、事業が3、生涯学習推進事業212万4,000円の総額、事業の内容の生涯学習推進地区補助金、これが112万5,000円ということになっています。75地区の団体に補助がされるということなんですが、今年度、令和4年度の予算は78地区ということですから、来年度は3地区減るということなんですけれども、その減った理由というのは何でしょうか、教えてください。

A. 今年度、コロナの関係とかもあるんですが、申請数自体がかなり減っておりまして、それを考えまして、多少減らしてあります。

Q. これは、推進地区というのは、年度ごとに補助金の申請を上げるんですか、そういう仕組みなんですか。

A. はい、そのとおりです。

Q. ちょっとこれ、思ったんですけども、なかなか人が集まらないとか、いろんなそんな理由が、コロナのせいとは別としてね、なかなか1地区だけでは活動ができないから、やむなくやめるとか、いわゆる地区の部農会とかそういうのは多いんですけども、それと同じなのかなと思ったんですけども、そういうことじゃないということなんですよ。そこはどうなんですか。

A. 確かに、そうですね、単独の地区で出せなくなってくるとか、そういうところは結構あります。

例えば、どんど焼きとか、ああいうものは小さ過ぎてできなくなっているところもありますので、そういうところもあります、確かにあります。

Q. そういう状況があるということも、当局のほうは認識しているということなんですけれども、いわゆるこの生涯学習というのは、要は位置づけというのか、市の姿勢というのかね、取り組む姿勢というのか、この推進地区というのを設けるに、どういう意図があるのかというふうに、そこまでいってしまうんですよ。

もう人が少なくなってきたから、伝統行事であるとか、そういったものが続けられないというところを、行政として何かフォローアップする手だてというのはやっぱり必要じゃないかなと思っているんですけども、生涯学習というのはそういう意味では大切だと思うんですけども、この補助金制度とか含めてね、どのように令和5年度は取り組んでいきたいのかということを知りたいと思いますけれども。

A. 今年度から、この生涯学習の推進地区で実績を上げていただいて、その中で、すばらしい行事については表彰をしております。それで、表彰することによって、皆さんにこういういいことがあるよと、こういうすばらしい行事をやっているところがありますよとか、皆さんに知っていただいて、それでもうちちょっとこの申請量が上がればなという考えでやっておりますけれども。

ただ、やはりゆくゆくは、地域づくり協議会の単位ぐらいとか、そういう形になってくることも考えられます。そこまであるのかな、すみません。

Q. 今、課長の答弁でね、補助金についてのもっと上げるところもあるような話もちよっと出たんですけれども、実際にこの推進地区の方々について、年間1万5,000円じゃなくて、もっと頂きたいというそういう要望というのは、今年度、具体的にあって令和5年度の予算案に反映しているのか。これ、例年並みの予算だと思うんですけれども、その辺の話はないんですか。

A. 直接には、上げてくれというところはありませんでした。

Q. 説明資料126ページ、3の丸山スポーツ公園管理事業の修繕料71万3,000円の中に、野球場スプリンクラー修繕ほかと書いてありますけれども、ほかの中に、テニスコートの修理は入っているでしょうか。

A. テニスコートの修理は入っておりません。

Q. このテニスコートについては、いろんな議員が、いろんな活用の仕方があるんじゃないかという提案もしながら、何年も質問をしておりますが、予算が乗らないというのはどういう理由かなと思ひまして、ちょっと伺いたいです。

がっちりテニスができるように直したりするとすごくお金がかかると思うんですが、使い方でお母さんたちが来て、子供を遊ばせるにはすごく安心して遊べる、囲まれていますから、遊ばせられるところだったりすると思うんですよ。少しの修繕料で直って、使い方さえ工夫すれば、あそこも生きてくると思うんですけれども、ぜひその辺、考えていただければなと思ひます。

A. 丸山スポーツ公園のテニスコートにつきましては、今までも確かにいろいろ委員さんたちからお話をいただいております。

今年度につきましては、ある業者さんのほうでちょっと興味を示しまして、1つお話があったんですが、結局それはなくなりました。

テニスコートについて、自分たちもかなり気にしてしまひまして、4月の当初に見に行

って、写真を撮って見てきたんですけども、確かに、もうそうですね、4面ある中の2面はちょっとテニスはできないなど。2面については、何とかテニスができている状態なんですけど、それでもやっぱりかなりひどい状況というのを把握しておりますので、そうですね、修繕も考えたんですけども、ちょっとこの辺、コロナがやっぱり絡んでいるんでしょうかね、利用状況があんまり芳しくないものですから、もう少し状況を見て検討していきたいと思います。

ただ、利用者は多少増えてはいます。増えているというか、ひどいときよりもですね。

Q. やっぱり使えるようにしないと利用者は増えないと思いますので、ぜひ工夫させていただくことをお願いします。

Q. 地元だから、あえて質問させてもらいます。

コロナ禍だから利用者が少ないというのは、これは違う。もともとない。

なぜかといったら、あのテニスコートがもう割れていて、そこから草が生えているんですよ。見たことあるじゃないですか。僕らも議員の仲間で見に行ったことある。テニスコートの中の割れ目のところから草が生えていたら、これテニスできない。もう1回来ても二度と来ないという人がほとんどですよ。なぜかという、手をつけないからですよ。

もう予算をつけてくれないというのは、それはしょうがないんだけどさ。

だけれども、あそこ一時、養殖場にしようという計画がうわさされてましたよね、手をつけない理由に。ニジマスだか何か、マスか何か、ちょっと分からないんだ。そういう計画があつて手をつけないのかというのが、もう、ちょっとそこを確認したい。

これは、あくまでも地元の中での話で、あそこを養殖場にしたいというのがあって。もともとあの貯水池はもともとウナギの養殖場だったんですけども、テニスコートを養殖場にしたいといううわさがあったんですけども、そこは本当なのか、ちょっと確認しておきたい。知らないかもしれないです。すみません。

○委員長 知らなければ、知らないで。

Q. まあ、知らなければ、知らないで結構です。

A. すみません、詳しい話は分からないんですが、興味は示していただいております。

Q. えっ。

A. 興味を持っていただいているところがありました。

Q. あったね。

A. はい。

Q. ということは、いいですか、いいですか。

○委員長 予算に絞ってくださいね。

Q. 関連で。

だから、そういううわさではなくて、テニスコートの修理を予算化してほしいと、もうそういう需要はあるんですよ、ちゃんとすれば。野球場だってそうですよ、ちゃんと手入れしてくれていますから、あるんですけども。

予算がつかないからって、予算をつけてください。

○委員長 要望。

Q. 要望です。すみません。

○委員長 予算をつけるべきだという質問でしたね。

Q. 課長、見に行かれて、ひどいなということを認識したと思うんですが、所管違うんですけども、産業部になるんですが、天城ふるさと広場のテニスコートは、人工芝の張りかえで令和5年度500万円の予算が計上されているんですけども、やはり利用頻度もあんまり多くないような気がするんですよ。

だから、その利用頻度がもしなければ、4面を2面にするとかいろいろ、あのまま放置するということはまずいなと思いますので、ちょっとこれ、前へ進めたほうがいいんじゃないかなと思いますので、どうでしょうか。

A. まさしくそのとおりですので、検討していきたいと思います。

Q. 附属説明資料の124ページです。美術館建設推進事業。

全協で一応説明は受けたんですけども、複合施設型ということで検討が進んでいるということなんですけれども、もう少し詳しい状況を説明願いたいということです。

基本計画の策定に向けて、調査検討ですけども、この事業の内容の中に、事業者選定業務委託料とあります、750万円。事業者とは何を指すのか、そんなことも含めて、具体的な内容について教えてください。

A. それでは、美術館の件で回答させていただきます。

750万円の部分になりますけれども、まず、業者さんを選定しまして、サウンディングをやっていただきまして、美術館、複合施設の美術館に興味を持っていただくこと

ろがあるかをまず確認をしてもらいます。

その後、仕様等、書類作成をしていただいて、公募までやっていただく委託料となります。それが750万円です。

Q. 分かりました。そこまでは分かりました。

4番、5番で、不動産鑑定とか土地の境界確定とかありますけれども、まだ候補地とか全然決まっていなわけですね。これは仮に決まった場合の予算ということで捉えられるんですけども、そうすると、複合施設型で美術館を建設から経営までやってくれるところがありますかという募集をするということですか。

A. はい、そのとおりです。公募をかけます。

Q. 具体的な何というかな、そういう意向調査というか、公募をかけるにしてもホームページで公開するという程度なのか、それとも具体的にそういう意向を示しているというか、興味を持っていただけるようなそのめどはあるのかということまで、めどがついているんですか。

A. そこまでのめどはついておりませんが、委託業者さんとは相談をしまして、できるだけ民間主体的な形で進めていきたいなと思っております。

Q. そうすると、委託業者に依頼して事業者を探していただく、そういう捉え方でいいんですか。

A. 今、委員のおっしゃるとおり、委託業者のほうでそういうデータベースを様々持っていると思います。今、割とそういう、何ですか、別の場所といいますか、こういうところで利益、収益上がりそうな場所で事業をしたいという業者さんが登録しているようなところが幾つかあるそうですので、そういう部分で、直接その委託業者がそういう部分に投げかけをして、手を挙げてくれるか挙げてくれないかとか、その辺まで含めて、第一段階でそこまでまず事業を進めさせていただいて、挙げてくれるところがあれば、公募の仕様とかつくりまして、条件とかいろいろ提示させていただいた上で、やるかやらないかを決めていきます。

その上で、先ほどお話ありました不動産鑑定料とか境界確定、これは事業を急ぎ進めるために、業者が決まりましたらすぐに行いたいということで、このような予算も計上させていただいております。

以上となります。

Q. 業者は、応募があったとしても、場所はすごく重要じゃないですか。これは建設推進委員会では、大まかなめどとか、候補地というのは上げられているんですか。

A. 修善寺の温泉場の地区に3か所ほど、今候補地はあります。

Q. じゃ、分かりました。

Q. 同じく124ページの美術館建設推進事業についてお聞きします。

建設推進委員会が、委員報償費並びに費用弁償で予算計上されています。令和4年度、今年度は6回の開催予定の予算組みだったんですけれども、令和5年度は何回の開催になりますか。

A. 同じく6回の予定でおります。

Q. 去年も6回だったんですけれども、何かちょっと報償費、弁償費の予算が少なくなっている気がするんですけれども。

ちょっと待ってくださいね。具体的に言うと、ああ、そうか。

今年は、委員報償費、ああそうか、有識者が入っているからか。55万2,000円。あと、費用弁償が29万2,000円。

今年度は、有識者が入っている分、高かったということによろしいんですか。来年度は、有識者が入らないので金額が減るということでもいいんですか。開催は6回で同じだけれども。

A. 昨年度につきましては……

Q. 今年度。

A. 今年度ですね、今年度につきましては、市外の施設の見学のほうに行っておりまして、新年度につきましてはそれがありませんので、その分は減っております。

Q. ちょっとすみません。予算書の明細を見ていないので、附属説明資料から追っかけているものですから、その辺の旅費が見えなかったのが、今、課長が説明してくれたとおり、今年度はそういった旅費が入っているけれども、来年度は旅費が入らないから、その分予算は減らしているという、そういうことで理解しました。

それと、お聞きしますけれども、今、委員が質疑されましたけれども、事業者選定業務委託料の750万円についてなんですが、この推進委員会との絡みなんですけれどもね、令和5年度のいわゆる業者選定、サウンディング実施、それによって公募の資料作成、それで公募に至るという流れなんですけれども、大体スケジュール的には何月頃何やる、それに対して推進委員会がどういう確認をする、その辺の流れというのは大まかにできていますか。

A. 業者の選定につきましては、5月の連休明けを考えております。

それで、あと、何でしたか、すみません。

Q. あと、サウンディング実施。

A. サウンディングは、そうですね、決まった業者さんとの打合せによって、早い時期に行いたいとは思っております。

Q. 公募時期です。

○委員長 タイムスケジュールは、まだできていないということによろしいですか。

A. タイムスケジュールは……

すみません、ちょっと待ってください。

後で示させてもらってもよろしいですか。

Q. じゃ、スケジュールは後でまた教えていただくことにしまして、この美術館建設ですけれども、複合施設として検討するように固まったという話をされているんですけども、そもそもこれ、公設でやるのか、はたまたPFIとか、その辺の全く民間のほうの主導の方式でやるのか、その辺の管理方式、建設に関してもそうなんですけれども、その辺の方針はどうだったのか、ちょっと確認したいと思いますけれども。

A. その辺も、選定業者さんにより様々だと思いますので、今の段階でははっきりとは決まっておられません。

Q. じゃ、その辺についても、推進委員会の中でも今までもまれてこなかったもので、全くその時点から、全て事業者選定の委託料で白紙からやってもらうという、そういうことでいいですよ。そういうことなんですよ。

A. はい、そうです。

Q. 分かりました。

同じ関連。もう一点。

この事業については、今年度、令和4年度に新規ということで、所蔵美術品活用計画策定業務委託というのがありました。市内の所蔵美術品の展示方法など、有効な活用に向けた計画の策定ということで300万円計上して、事業執行はされていると思うんですけども、まず、事業執行されていますか、これ。

A. 活用につきましては、活用の委託事業につきましては、今年度、ちょっと、すみません、複合施設として動いていくというのが年度の途中で決まりましたので、委託料の利用の仕方をちょっと変えさせていただいて、来年度の委託業者の選定のための資料作成のほうの委託に変えさせていただいております。

Q. ということは、今年度予定しているこの業務委託300万円については、今予算執行し

ていないし、方法を変えて、令和5年度のほうに反映させるような今話を聞いたんですけれども、となると、この来年度の事業者選定業務委託料750万円の中に、やろうとしていた所蔵美術品の活用計画も含めて検討してもらおうようにやるのか、そうじゃなくて、来年度の予算書に同じく今年度やろうとしていた300万円に相当する業務委託料がどこかに入っている、そこはどうなんですか。

A. 今回、別の形で委託をするんですけれども、あくまで今年度の750万円の業者を選定するための資料の作成として委託をさせていただいております。

Q. 令和4年度、今年度に予算計上していた所蔵美術品活用計画策定業務委託というのは300万円予算計上されているんですけれども、今までの課長のお話を聞くと、途中でその施設自体の姿が複合施設をベースとして検討していきたいので、そもそも予定していたけれども、業務委託の内容を変えて検討しているとおっしゃいましたけれども、来年度の予算書のどこかに別の業務委託の形で入っているのであれば予算計上されているはずだし、もし、今年度中、もう3月31日までなんですけれども、別の形で業務委託を執行するのか、どっちなのかちょっとよく分からないので、そこを教えてください。

A. 別の形で執行させていただきます。

Q. 最後、別の形で執行させていただきますということは、今年度中にやるということですね。

A. はい、そうです。

Q. まあ、いいでしょうね。

もう一回、最後に。

別の形で執行します、予算は300万円取ってあるけれども、それをオーバーすることはないでしょうけれども、かなり少ない予算執行になるんですか。

A. 予算執行につきましては、当然300万円以内なんですけれども、少額ではないです。

Q. 2人の委員がいろいろ質問しましたから、大体クリアしているんですけれども、同じですね、内容は。

3番、4番、5番は、課長の説明で分かりました。

そして、複合施設ということで決定ということらしいですよ。単独がいいのか、複合がいいのかということは、それぞれの個人の考え方あるんですけども、複合的に決まったということ。

ならば、次年度の予算を、この938万2,000円の計上をしてある中で、例えば、立地も3か所で選定する、それで、複合施設になると、面積、建設費だとか、ランニングコストも、次年度の予算の中である程度進展があると思うんですよね。

そうしますと、今現在の答で、答弁で結構ですけれども、どの程度の効果があるのか、お願いします。

A. 現状、民間業者さんと伊豆市がどういう形で複合としてやっていくのかというのが、それも提案でやっていただく予定でありますので、現状ですと、数字的なものとかそういうものは出せない状況であります。

A. すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

複合施設で何をやるか、何と複合するかもまだ決まっておらず、その辺も業者さんの提案に含めています。業者選定の際には、その複合施設と美術館とセットでこういう効果がある、こういう効果が地元にあるというようなことまでを含めて、業者さんのほうを選定していくというようなことを今考えております。

それによりまして、先ほど鈴木委員の質問にもありましたけれども、それが、建物を用意して運営だけするのか、建物から全部業者さんが持つのか、その辺も全部含めた上で公募をかけて、手を挙げて、選定をしていくというようなことを今現在考えておりますので、かなり委託業者さんには、サウンディングの時点から、そういう興味のある業者さんをしっかりと探してもらおうというようなことを今考えております。

Q. 僕、前に一般質問で、複合がいいのか単独がいいのかということについて、個人的には単独のほうが良いと僕ははっきり言ったんですよね。複合的なことと単独のことのいろいろなメリット、デメリットを出した場合、単独ならば、お客さんが修善寺温泉を回遊する、これはやめますけれどもね。

そして、その結果、今、美術館建設ももう7年たっているわけですね。7年たっていて、進展が何も現実的には見えていないわけですね。その7年目であって、教育部の皆さんでは、本当に建設をしっかり考えていらっしゃるのかどうか、その部分ですよね。

これが僕も、皆さんの委員もそうだけれども、本気度というか、造るんだという気持ち全然伝わらないんだよね。ただ、委員会はいっぱい開いて、業務委託はする、毎年やっているだけだけれども、その辺は何年を目標とかということが難しいかもしれないけれども、できましたらお願いします。

○委員長 予算の範囲の答弁で結構です。

A. 本当に、ずっと長引いているということは、肝に銘じております。

その上で、よく市長も言っていますけれども、やっぱり我々行政がそういう経営とか、ビジネスの世界というのはなかなか考えにくいところがありまして、限界がありますもので、ここはぜひ、その民間の方のお知恵をいただいた上で、こういう業務をやっていききたい。その上で、こういう複合施設というお話が出てきました。

当然、美術館機能の部分につきましては、これはもう、私ども長年もう検討して、建設推進委員会の方々にも本当に内容について真剣に議論していただきましたので、その分では、美術館部分としてはしっかりしたものを造っていききたいというのは、もうずっと変わっておりません。

ただ、やはり、単独でかなりの費用がかかるとか、年間のランニングコストが相当かかってくるというようなことを考えますと、ここは民間事業者さんのお知恵と力を借りた事業展開を進めたほうが良いということで、予算に不動産鑑定とか土地の境界の確定業務なんかも乗せてあるのは、事業を業者が決まれば、すぐに進めていくというような意思の表れとお考えいただければよろしいかなと思います。

Q. すみません、しつこくて、申し訳ないです。

美術館のことで、実は、私は温泉場なものですから、今、区長さんが、ちょうど替わる時期になりまして、今の区長さんはとっても真面目なので、この美術館のことも次の区長さんに伝えたいから、今の状況はどうかということを知りたいから、この予算と、それから今、温泉場で3か所やっているとか、そしてこういう状況だということを一応伝えているんですけども、そこら辺の中で、美術館建設推進委員は誰だねと言われて答えられなかったことも事実なんですけれども、やはりこの予算がこうやって出ているということは、地元はもう少し知りたかったり、そして、責任感ある区長さんは、次のところに伝えたいということがあるので、そういう伝える手だてとかは考えて、この予算のことであるでしょうか。

A. この先、実際の事業が進み始めましたら、ホームページとかでお知らせしていこうとは思っております。

Q. ホームページじゃなくて、直接、やっぱり関係のある方には、誠意を持って、分からないことには答えてやっていくのがいいと思いますので、私のほうでも力の限りちゃんと説明はしているつもりですけれども、やはり分からないところもあるので、今後この予算とよく比べて、やっぱりこういうことが決まったらちゃんと、特に温泉場

はやっぱりシビアに、美術館のことは、やはりどうなってこうなったかもよくみんなも分かっていることですので、そこら辺はしっかりと伝えてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。

A. できるだけ、できるだけという言い方はおかしいですけども、皆さんに伝わるように、お知らせはいろいろな方法で考えていきたいと思っています。

A. すみません、先ほど委員のほうから言われました、事業の募集の時期とかにつきまして、一応10月から11月ぐらいを考えております。

それで、年明けに決定をすると。

○委員長 分からなければ、質問して結構ですよ。

Q. ゴールデンウィーク明けに事業者選定をしてもらって、それで10月、11月に、これはあれですか、その委託した業者に、いわゆる公募に係る仕様書であるとか、その辺の作成をしてもらって、年明けの1月に、要は公募の結果、業者が決まると、そういう流れですか。

A. そのとおりです。

Q. 附属資料の126ページ、狩野川記念公園ですね。

これは、事業内容の委託料の2行目ですね、遊具広場の設計業務委託が825万8,000円となっておりますが、これに関しては、本年度は遊具の広場だけだったんだけれども、全体像ということで考えたことはあるのでしょうか。

まず、その辺からお願いします。

A. はい、全体像はいろいろ考えてはおりますが、一遍に全てとなるとなかなかできませんので、今、最前に考えているのが子供広場になります。

Q. 全体像も考えているということだから、またよろしくお願いしますね。トイレなんて特に汚いから。

それで、次、グラウンド、テニスコートは夜間照明設備改良工事、LEDですね。これが4,281万2,000円ですけども、これは、いろいろなLEDの施設の工事がありまして、金額も乗っているんだけれども、狩野川公園に関してはべらぼうに高いんですよね。それは、なぜこんなに高額になったのか、ちょっと説明をお願いします。

A. ほかに中伊豆グラウンドと、あと修善寺グラウンドにつきましては、グラウンドだけになるんですが、狩野川公園につきましては、それにプラスしまして、テニスコー

トの2灯を替えますので、その分は増えております。

Q. 説明資料は126ページ、一番下の4の狩野ドームグラウンド管理事業3,337万1,000円のうち、委託料の長寿命化計画策定業務委託料1,511万4,000円、この予算の積算根拠及びに委託の内容を教えてください。

A. 委託料につきましては、劣化度調査、それから改修計画の作成、それから中長期の整備計画、以上となっております。

Q. この施設については、こうした長寿命化計画をつくるというのは初めてでしたか、確認します。

A. 初めてです。

Q. もう築後相当経っている施設なんですけれども、これまでの間、修繕計画等はしっかりと立てて、その計画に基づいて修繕してきたのでしょうか、伺います。

A. 今までは、そこまではやっておりません。

Q. この施設に限らずなんですけれども、修繕計画というのは、行政は、すみません、これは総務部の話になってしまうのかもしれないんですけれども、教育施設に関して、そうした計画で計画的に修繕するという考え方は、もともとないんですか。ちょっと、そもそもの話を聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

A. 教育施設は、学校教育施設と社会教育施設とありまして、学校教育施設は、長寿命化計画ということで、この先、何年ぐらいにこういうお金がかかるというようなものをつくりました。社会教育施設につきましても、公共施設の再配置の中である程度の計画はつくったんですけれども、そこまで細かく、今つくってはおりません。

何年後にこういう修繕だとか、日々の改修とか修繕、目先の修繕に追われているというのが現状なんですけれども、こういう長寿命化計画を策定することによりまして、新たに、当然、この先存続させるのか、どういうふうな立場でその施設を管理していくのか、そういうことも含めて決めていかなければならないというふうには感じています。

ただ、やはりその予算の計上とか、市の財政とかその辺を考えながら、できるものにつきましては、こういうところを改修、こういうところを修繕していくということはしっかりとつくっていききたいとふうに考えております。

Q. この施設について聞きます。

築後、何年たちましたか。

A. 30年ほど経過しております。

Q. じゃ、30年たたないと、長寿命化計画、修繕計画が立てられないということはよく分かりました。

そこで……いいです、じゃ、これは結構です。分かりました。

Q. 先ほど、委員が質問したところの関連になってしまうんですけれども、126ページの狩野川記念公園グラウンドの照明のほうの話です。

後ろに、巻末にも写真で資料を載せてもらってあるので、どこをやるのかよく分かるんですけれども、写真を見ると、グラウンドのほうに4基かな、それで、テニスコートに2基かな、あって、それぞれに多分水銀灯がもう作っていないので、それをLEDに替えるということだと思うんですけれども、柱とかはそのままで、照明器具、いわゆる水銀灯がついているところをLEDの照明器具に替えるということでもいいんですよねという確認。柱ごと建て替えるわけではないですよねということですよ。

それで、そうすると、1か所当たり700万円ぐらいかかるわけですよ。単純計算ではないんですけれども、多分、足場を組むのか、高所作業車を使うのか、ちょっとその辺分からないんですけれども、単純計算だと、大きいほうで20個照明がついていて、テニスコートのほうだと8個ついているんですよね。全部で96ぐらいになるのかなと思うんですけれども、単純に1個44万何千円かかるんですよ、替えるのに。

多分単純にその代金と取付けではなくて、高いところにあるための足場とか何か、そういうものを含めて、結果的にそうなるということだというふうに理解していますけれども、まず、それでいいのかということ。

それと、当然この照明に電気代とか、今回の改修以外のランニングコストとかがかかると思うんですけれども、その部分というのは、指定管理業務委託料の中に入っているということでもいいんですよね。

何でそんなことを聞いているのかというと、新中学校に照明つけるのすごいお金がかかるから、そんなの難しいよという話だったんですけども、じゃ、幾らぐらい、この照明を稼働して維持するのにお金がかかっているのかというのが分かったら教えてほしいというのが2番目なんです。

それと、多分、同じ意図で聞いていると思うんですけれども、実はサッカーを夜やるところがなくて、中学校だったらできるんですけども、照明つけられないという話だったんですけれども、狩野川グラウンドでもほかのところでも、夜サッカーできる

ところが実はなくて、要望があるんだけど、できない理由を説明しなければいけないので、何でできないのかというそれを説明もできないという状況なので、その辺の幾らぐらいかかっているのかというのをできれば知りたいということです。

最初の2つだけでもいいですので、教えてください。1個1個の工事の根拠が、僕の言っているのと合っているかということと、照明をふだん稼働するのにどれくらいかかっているのかというのがわかりますかというのを教えてください。

A. まず最初の、1個1個というのは、そのとおりでございます。

それで、2番目の電気料につきましては、ちょっと指定管理業者に確認をしないとちょっと回答は今できません。

Q. その中に入っているの。

A. 入っています。

Q. 先ほど、学校教育課でも伺いましたけれども、社会教育課において予算要求されたと思いますが、予算査定で予算計上できなかった事業、主なものがあれば教えてください。

A. 丸山のテニスコートの改修につきましては、今回は見送られております。

Q. 具体的に、どれぐらいの予算額を要求していましたか。

A. 狩野川公園のテニスコートをイメージしまして、2面を改修して、3,000万円ちょっとぐらいかかっておりました。

Q. 120ページの文化振興事業の中の一番最後に、伊豆文学祭関連事業委託料というのが945万円出ています。これ、例年やっている伊豆文学祭ですけれども、令和5年度も例年どおりのような計画なのかということです。

というのは、昨日、産業部のほうで、東アジア文化都市2023静岡県というのがありますよねという話をしたら、まだ観光のほうでやるのか、教育のほうでやるのか、まだこれから詰めますという話だったんですけれども、もし、伊豆文学祭の中にその絡みの検討があるのかどうかということ。

それで、中国と韓国と日本という範囲の話だったので、井上靖さんの敦煌、桜蘭とかシルクロードとか、その辺の横展開が、この県の予算、県で主にやる事業なので可能なんじゃないかなと思って、もう考えているのか考えていないのか、あるいは可能性があるのかというあたりを教えてください。

A. この945万円の委託料につきましては、ミニツアーとか、あとそのほかに文学に関するイベントを2つ、3つ考えております。

それから、例年やっております文学まつりを、通常3月にやっているものをこの時期に持ってきてやるというような形で、伊豆半島全体で伊豆文学祭という形で、東アジア文化都市2023静岡県の中で、伊豆半島はそういう形でやっていくということになりましたので、伊豆市としてですが、この945万円の中では、今言ったものを考えております。

A. ちょっと補足をさせていただきます。

東アジア文化都市事業につきましては、静岡県が開催都市ということで、この2023の間にやるということで、県の主要事業になっております。この事業の中に、県の伊豆文学サミット、文学祭りと言われているものなんですけれども、そのうちのサミット部分でも何か連携できるものがないかということで、委託料が必要になる部分があるとすると、例えば、ペンクラブさんの事業ですとか、そういう部分に、何かしら協力できないかということで、今、予算を上げさせていただいております。

私どもが伊豆市として開催する事業につきましても、全てこの東アジア文化都市事業の冠をつけて実施する予定です。

委員おっしゃるとおり、敦煌、楼蘭に関しましても、何か事業が打てないのかなということで、今、現在検討を進めております。

○委員長 それでは、教育部全体について、また最終的な確認をお願いします。

その前に、お米の件はいかがですか。

A. 2点、自分のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、委員のお米の件でございますけれども、まず、こちらのナンバー44、こちらの表のこの天城給食センターのところが「1,183」の単価になっておりましたが、これ、申し訳ございません。「1,333」の単価で間違いがございません。

ということで、こちらが「730」ではなくて「862」という記載に誤っておりましたので、申し訳ございません、訂正させていただきます。

〔「もう一回」と言う人あり〕

A. 天城給食センターの「730」と書かれております予算額のところが、そこが「862」という形で記載を変更させていただきたいと思います。

〔「86万2,000円か」と言う人あり〕

A. そうしますと、合計が2,610ということで、261万円という形になります。

こちらのほうは、賄い材料費の中をお米に特化して洗い出しているものですので、記載のほうはこういった形になります。

なお、お米に関してなんですけれども、特別栽培米につきましては、こちら増額分ということで、通常は県の学校給食の精米分というのが給食費の中で取っております。その関係が2,976円ありまして、それにこの特別栽培米のお米の費用としてこちらの金額が計上されているというものになります。

これについては、ふるさと伊豆市応援基金のほうも頂きながら進めさせていただくという形になっております。

ということで、お米については説明は以上となります。

続いて、今度は、鈴木正人委員の要求額と当初予算の関係の総額の関係でございます。

要求額につきましては、要求時42億3,768万3,000円です。

当初予算の編成時についてが27億9,317万円という形になります。

かなりこちらのほうは、予算が縮小されているんですが、これの主な縮小要因といたしましては、新中学校の建築工事に関係する費用が、こちらのほう、進捗状況を整理をさせていただいて32億円ほど減額となったところの中で、こちらのほうが減っているという形になって、32億円が17億円になったというところで減額になっているという形の内容となっております。

失礼いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、改めて、教育部全体の質疑はありますか。

Q. 今ちょっと学校教育課長が、永岡委員のお米の値段の訂正があったんですけれども、予算書は354ページになるんですか。

ここに、天城給食センター事業で1億575万4,000円の総額の、10の11の賄い材料費3,226万5,000円という数字があるんですけれども、今、課長が永岡委員の指摘で訂正した数字と整合性取れますか。この金額で大丈夫ですか、予算書は。

○委員長 課長が言ったのは、お米だけの話でしたよね。

A. はい。

○委員長 賄い費は全体になる、じゃ。

A. はい、そういうことなんです。

○委員長 変わらないかということです。

A. 基本的に、この全体金額の中でやりくりできますという形で栄養士からは報告を受けております。

○委員長 間違った数字で積算根拠していないかということだと思わうんですけどもね。

A. 大丈夫です。この中で全て賄える計算になっておりますので、大丈夫です。

Q. すみません、1点だけ確認します。

先ほど、狩野ドームグラウンドの事業の関係で、長寿命化工事の話をしましたけれども、その前提に立って、令和5年度予算で新中学校建設事業が始まるわけなんですけれども、新中学校については新しい施設なので、修繕計画等しっかりとつくった上で管理していくと思わうんですけども、その辺がどうなのかというのを最後聞きたいので、委員長、すみませんけれどもお願いします。

A. そうですね、全く新しい施設となりますので、今までの現状も踏まえまして、それぞれの部材の耐用年数とか、あと、どの程度で塗装が傷むとか、あとその点検もどういう頻度でやったらいいか、その辺は設計業者にしっかり確認して、最初から長寿命化ができるように、そもそも100年はもつという建物で設計していますので、100年もたせるように、その辺の計画もしっかり立てていきたいと思っております。

(討 議) なし

【市民部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 21ページになります。

市民課の消費生活指導事務事業335万円なんですけれども、消費生活相談員による問題の早期解決を図っておりますけれども、どんな相談が多いんでしょうか。

実は、ここのところ、電話で金属とかいらぬものがないかもしれませんでしょうか、お着物はありませんでしょうかという電話が3日に一度くらい、公社の電話でかかってきて、そして、近所のおばあちゃんたちにも聞きますと、本当に困るんだよねというこ

とも多いんですけれども、そういうような相談は多いんでしょうか。

A. 今一番多いものの3つの例を御説明いたします。

一番多いのが、今、詐欺的な定期購入商法といいまして、1回だけ安く頼めますが、それで頼んだ部分で1回だけのお試しのつもりが定期購入になっているという相談が多数寄せられております。

2番目には、光回線契約とあって、電話代を安くするからという勧誘がされ、不要な光回線の契約をするような形。

3番目がリフォーム工事、これは、住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げずに、点検を持ちかけ、屋根をちょっと見させてくださいとかと言って点検を見させて、いや、ここはちょっともう直さないといけませんよという不安をあおって契約させる点検商法と、この3つが主にありまして、今、委員おっしゃるように、最近ではテレビ等でよく言われますけれども、不用なものはありませんかということで、結局、家を訪ねて、どういう生活されているかというのも全部聞き出してという、大変危険な部分ですので、そういう話につきましても、消費生活専門の相談員がいますので、お電話をいただければ相談に乗りますので、よろしく願いいたします。

Q. それに対応する予算になっているのでしょうか。

A. それに対応する人員確保とPR、その他、啓蒙活動の予算になっております。

Q. 分かりました。

スマホでも何か情報が漏れて、それで、今のテレビで盛んにやっている詐欺の片棒というか、なってしまうとか、そういうことになっているようですので、ぜひ十分にそのことも一応今度入れていただいたりして、やっていただけますでしょうか。

A. 相談員は、もう本当に専門的に全て対応できますので、対応できない部分はしっかり弁護士さんにつないだり、司法書士さんにつないだり、つなぐ部分もしっかりしますので、ぜひ御相談を、自分で解決しようとしなくて、相談をしてもらいたいと思います。

Q. 私は、当初予算の予算概要の中の歳入について何点か聞きたいものですから、願います。

市税収入のうち、法人市民税は、コロナ禍で低迷していた社会経済活動が徐々に回復し、企業の収益の改善を見込んで1億4,620万円の歳入を見込んでいます。

前年度、今年度の令和4年度に比べて1,148万3,000円で8.5%の増と見込んでいます

けれども、この増額の見込んだ根拠、それを教えてください。

A. 法人市民税の増を見込みました一番の理由でございますが、全体的に、まず概要にもございますが、コロナ禍で低迷していました社会経済活動が徐々に再開し、企業収益の改善を見込んだと。これが大きな、全体としては大きな要因でございます。

当市の業種別に、少し令和4年度の動きをちょっと私調べた中で、やはり飲食、宿泊、あとサービス業の業種が前年比13%と伸びている状況等も踏まえまして、あと、実際に前年度よりも伸びております業種等を洗い出しまして、その動きを来年度予想して、法人市民税の増を見込んだ次第でございます。

Q. ちょっと途中、聞きづらかったんですけれども、今年度についての市内の産業事業者別の動向を調査というか、されたのかな。飲食、宿泊、サービスについては、令和3年度に比べて13%収益が伸びたということですね、13%ですよね。

そうすると、この景気がある程度、令和5年度も続くと仮定して、飲食、宿泊、サービス業がさらに企業収益を改善させ、ほかの業種についてはどんな感じの収益の改善を見込んで、令和4年度に比べて1,148万3,000円という細かい数字なんですけれどもも積み立てたのか、もう一度説明願います。

A. 今、飲食、宿泊、サービス業が13%ということを申し上げました。これは個々の飲食業、宿泊業、サービス業のちょっとその平均を捉えていますので、この業種がというところではなくて、全体のこの3業種のパーセンテージでございます。それは御理解お願いしたいと思えます。

さらに、今、委員おっしゃいました今後の伸びを考えるに当たりまして、現在でもそうなんですけれども、やはりこのコロナから、コロナ禍及びコロナから脱却するに当たりまして、例えば、健康意識の高まり、通販による健康食品の関連の製造業ですとか、あと、テレワークの需要拡大による不動産管理業ですね。通勤時間が長くても、安めの郊外の物件を、そういうところでもいいよという意識が改善していったと。そういうような需要増を市内の業種もいかがであろうかと。

全てではないんですが、一部そのような要因で伸びている業種もございましたので、それも併せて増の要因として考えたところでございます。

Q. 法人市民税については分かりました。

もう一点、歳入について、固定資産税、こちらのほうは、全体的には地価が下落傾向にあるので減額なんですけれども、県評価物件である2棟の大型施設の新築があつて、それに関わる固定資産税が増加するので、全体としては0.8%増ということで見込

んでいます。

ごめんなさい、それで、このうちの2棟の大型施設、具体的にもし差し支えがなければ教えていただきたいんですが、健康関連産業も含まれているんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。答えていただけますか。

A. 2棟の大型施設でございますが、こちらは、葬祭業の会館が一点と、電気工事の関連の工事事務所倉庫の会社になります。

Q. 23ページなんですけれども、税過誤納還付金ですね。これなんですけれども、この1、事業の目的と概要のところ、納付した後に申告、減免、更正などにより減額の変更があったことにより、納め過ぎとなった税金や二重納付などで誤って納めた税金を納税者にお返しするということなんですけれども、この納め過ぎとなった税金や二重納付というのは、役所のほうから、もう一度納めてあったにもかかわらず、誤って二度目にとりか、もう一度その納付書を送ってしまったというようなものでしょうか。

あるいは、納めたんですけども、納税者が納めたんですけども、知らずにもう一度税金を納めたということでしょうか。

A. 今の税過誤納還付金の、委員の今おっしゃった御質問につきましては、多分税金の二重納付のほうの還付の事象だと考えられます。

税金の二重納付を行ってしまう理由は幾つかあるんですけれども、もちろん今、委員がおっしゃったように、一度納税をしたんですが、ちょっとときがたって、納めたことを忘れてしまってもう一度納めてしまったですとか、あと、今まで納付書だった方が口座振替をお申込みになった、その切替の時間的なちょっと間に、口座振替で引き落としされたにもかかわらず、御自分でまた納付書で納めてしまったというような形のことが幾つか考えられるんですけれども、そのような事情で重複納付、二重納付ということが起こり得る場合がございます。

Q. おっしゃっていることは分かりましたけれども、この二重納付というのは、納付書がなければ、受け取るというか、納付者は納め、役所のほうでは受け取ることをしないわけですね。

この場合は、二重納付なんですけれども、納付書がないけれども、忘れてしまったからもう一度納めるというのは、納付書はないけれども受け取るというようなことをしてしまうんでしょうか。

A. もちろん当初に、最初の課税のときに、納税者の方には納税通知書第1回目を送り

ます。二重納付、重複納付になる場合、その納税者の方から、もう一度、何ですかね、納付書を送ってくれませんか、ちょっと納付書なくしてしまったよとか、そのような納税者の方のちょっと管理上の問題もあって、お忘れになって納税納付書をまたくださいというような事象があります。

その納付書を持って、もう一度納めてしまうというようなことがございます。その場合、二重納付になってしまう、そのような形になります。

Q. その納付書をなくしてしまったからもう一度送ってほしいというようなときに、もし電話いただいたら、何々さん、もうあなたは納税されていますよというようなことを調べていただいた上で納付書をお送りするとかではなく、もうなくしてしまったから送ってくださいと言われてたら、そういうふうなことの確認もなく、ああ、そうですかで納付書をお送りするんですか。

A. 今、委員おっしゃられたように、もちろん納税がされて、例えば、何々税の1期がもう既に納まっている場合、当然、税務課としましては、その方が納まっているか否かということは、専門用語で消し込みというんですけれども、その状況は確認いたします。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、少し、ちょっといろいろな事情で、時間的なちょっと話になるんですけれども、まだ税務課のほうに、納めたんですけれどもデータとしてまだ届いていない、そのタイムラグの関係で、私どもは確認するんですけれども、まだ、Aさんはまだ納まっていないですねという状況ですと納付書が出てしまう場合があります。そのようなことがいろいろ積み重なりますと、そういった形で既に納めたものが消し込みされ、もう一度送った納付書がまた納めたというような状況も、多いとは言いませんけれども、そういう状況がある関係で二重納付が発生いたします。

Q. ありがとうございます。分かりました。

ですけれども、随分この二重納付という金額が多いですね。これどれくらいの件数になるんですか。

A. 今、二重納付の仕組みというんですかね、そこに至る過程をお話しさせていただきましたけれども、この還付につきましては、二重納付だけではなく、今まさに確定申告やっているんですけれども、申告の更正、要するに申告をやり直したことによって、次の年の住民税、例えば、その税金が少し、本来の税金よりも安くなったと。その納めた税金に対しての差額をお返ししたり、どちらかといいますと、二重納付よりもそ

のような税の金額が変わったことによってお返しする割合のほうがちょっと多いのかなという、そんな形で例年1,000万円強くらいの税金のお返しが発生してしまうという状況になります。

Q. これは、すみません、前のほうともかぶってしまうかもしれないんですけども、24ページの賦課徴収事務事業ということで、金額は小さいんですけどもキャッシュレス決済手数料、機器使用料ということで出ています。市民税等をP a y P a yとL I N E P a yで納付できますよというのは、ホームページから入っていてもそういう御案内がされています。

市民部全体ということで確認したいので、ちょっと戻ると、26ページの戸籍住民票台帳事務事業のところでもキャッシュレス決済機器使用ということで、市民課、税務課窓口における証明書の手数料をキャッシュレス決済で行うというのが出ていて、要するに、窓口でも使えるよということなんだけれども、それはホームページ見ても出てこないんですよ。

窓口で使える状況が今までより増えるのか、P a y P a yとL I N E P a yだけなのか、そんなに金額大きくないので、そんなにここで急拡大するわけではないんだと思うんですけども、いわゆるコンビニ並みに、どういう電子マネーとか、ほかの手段でもできるようにする、納められるようにするような検討はしているのか、今並みでずっといくのか。その辺をちょっと教えてください。

A. 詳しい説明は、主幹のほうから説明させていただきます。

A. 今、委員おっしゃったところは、窓口の住民票であるとか、戸籍、印鑑登録ですね、あと税証明を含めたそのところを、キャッシュレス決済を進めていくという形になります。

利用頻度の多いもの、キャッシュレス決済、P a y P a yであるとかWAONであるとか、先ほどL I N E P a yとか、そこに限らず、WAONであるとかn a n a c oであるとか、あと交通系のマネーですね、S u i c aだとか、そういうものも含めて、キャッシュレス決済を市民課、税務課の窓口では進めていく予定となっております。

Q. 説明資料は25ページ、5番の滞納整理事務事業について伺います。

事業の内容の1の滞納者電話催告業務委託料、これが388万2,000円の計上です。3

番の静岡地方税滞納整理機構負担金、これが414万5,000円になります。

令和4年度の予算書によりますと、1番の滞納者電話催告業務委託料は378万9,000円ということで、令和5年度は増額となっています。これは、処理する案件が増えるための委託料の増加なのか伺います。

それと、静岡地方税滞納整理機構負担金については、高額滞納案件を一応移管しているというようなことなんですけれども、そのうちの処理件数割というのが2,530万円です。令和4年度は2,200万円です。これは、高額滞納案件が増加しているということなんですしょうか、伺います。

A. 電話催告につきましては、主幹のほうから御説明させていただきます。

Q. 電話催告事業については、来年度、入札になります。その分につきまして、設計金額を上げている部分がありますので、その分の増額になります。

内容については、現状と変わらない内容となっております。

A. 静岡地方税滞納整理機構の負担金に関しましては、私のほうから御説明いたします。

今、処理件数割がちょっと差が出ているということでございますが、滞納整理機構に徴収を委託します案件が、この機構が発足した当初に比べまして、委員おっしゃるように、高額案件ですとか、あと処理困難な事案が減っておることは確かです。

Q. 減っている。

A. そうです。機構が発足しまして約20年くらいたつんですけれども、各市町、滞納整理の事務の見直しですとか、精度が上がりまして、滞納処分ですとか、差押え等が進みまして、市町で抱える滞納金額としましては、滞納整理機構に送る案件が以前より比べて金額的に少なくなったというところもございます。

処理件数割の額でございますが、この額につきましては、前々年度の徴収実績に基づいて、1件当たり11万円で計算しておりますので、ちょっとその年々で、滞納整理機構側が直接徴収した金額にもよりますので、そこで差が出てくる状況となっております。

Q. 静岡地方税滞納整理機構については、課長、丁寧に御説明いただいたけれども、要はそうした案件は減ってきているという、そういう傾向だということでもよろしいですね。ありがとうございます。

あと、委託料については、入札が入るので、そのための設計書の委託であるとか、その辺が入っているということで分かりました。

○委員長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど学校教育課から資料が配付されたと思いますけれども、また不明な点は直接聞いていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

Q. 先日も部長のほうから御答弁いただいています件ですけれども、55ページ、5の畜犬対策事業、2-3猫の去勢・避妊手術補助金の関係なんですけれども、先日伺いまして、避妊の手術をした後、どうするのかと伺いましたら飼い主のところにお返しするということでしたけれども、こちらに書いてありますのは対象が飼い主の判明しない猫ということで5,000円掛ける100件ということでした。

ですから、私は当然野良猫に該当するものだなと思ったんですけれども、この場合、先日前お答えいただいたのは飼い主さんのところへお返しするということでしたので、この5,000円掛ける100件というのは飼い主のいる猫なのでしょうか。

A. 課長の補足があるかもしれませんが、先日、議案質疑で答えたのは自分ですので。もしかすると頭の中と言葉が違っていたら申し訳ないんですけれども、この補助金は飼い主のいない猫が対象ですので、去勢手術した後は元いた地域に戻すと私は御説明したつもりだったんです。だから飼い主のところということはないです。それを地域猫としてということで御説明をさせていただいたつもりでございました。

Q. 私は飼い主のところへお返しする、ですから1軒の家で、もし2匹いればその2匹の去勢手術をして、そして飼い主にお返しするというふうに聞き取った記憶があるんです。ですから、私の聞き違いかもしれませんが、野良猫に対する補助ではなく、飼い猫に対する補助なのかなと思ひまして、それで今日また再質問しているわけなんですけれども、そうしますと4年度はたしか80件でした。これが5年度は100件になるわけですから、飼い主のいない野良猫というのは増えているわけでしょうか。それとも、そこらに今までもいるんだけれども、まだ手術をしていない猫がいるということでしょうか。

A. この補助金につきましては、今部長のほうからも説明があったように、飼い主のいない猫の手術に対する補助金ということですので、野良猫ですとか飼い主がいなくて地域で面倒見ているような猫も含めて、そういった猫を対象としたものです。

現実的には、そういった野良猫は決して減ってきているという状態ではないというところかと思ひます。どうしても猫の場合、1年の間に2回、3回出産をする、しか

も多いときには5匹、6匹というようなことで、本当に地域によっては非常にこういった猫が増えてきているというところもあるということで聞いておりますので、それを何とか抑え込む、増えていかないようにするための補助ということで御理解いただければと思います。

Q. 分かりました。ありがとうございます。

たまにですけれども、道路を走っておりますと、多分どなたかが横によけたんだと思いますけれども、道路の端のほうに猫が横たわっている光景を見ることがあります。

それは飼い猫か野良猫かは分かりませんが、確かに家の周りを見ても野良猫かなと思うような飼い主の見当たらない猫がいるような気がするんですけれども、手術をする前に当然その猫を連れてこなければならぬわけですね。その捕獲作業といたしましうか、野良猫だったりしたらどのように捕獲するのでしょうか。簡単に捕獲できるのでしょうか。

A. やはり野良猫の部類というのはなかなか捕まえるのが大変なようで、この補助金の申請をしていただいた方ですとか、猫のボランティアの方なんかも苦労しながら捕獲して手術をしているというのが現状のようです。

Q. 大体分かったような気がするんですけれども、1年に何回か出産する猫に対して子猫というのを見かけた場合はどのようにしているのでしょうか。

A. 現在のところは県のほうの回収というのが行われていない状況ですので、猫のボランティアさんを中心に里親探し等で飼い主を見つけていただくというようなことで、できるだけ野良猫を抑制するような手段を取っていただいているという状況です。

そういう中で、そのままもしかしたら里親を探すことができないものはその場に放したままになるわけですので、そういう猫に対して心ある人がこの補助金を使って去勢・避妊をしていただいているというのが現状になっております。

○委員長 予算上のことでの質問にしてください。

Q. 分かりました。すみません。

そうしましたら、今の続きでちょっと予算には関係なくなってしまうかもしれませんが……

○委員長 じゃ、やめましょうか。

一般質問はたしかなさるんでしたか。一般質問に入っていませんでしたか。

Q. 一般質問、これ入っていないんです。

○委員長 じゃ、なるべく予算に関連づけて質問してください。

Q. 分かりました。すみません、失礼しました。

それは最終的には殺処分になる猫もいるということでしょうか。

○委員長 そういう予算は入っていないのかとか言えば。

Q. 予算は入っていませんか。

A. 先ほど申し上げたとおり、県のほうでは回収しないというのは、殺処分ゼロを目指して回収しないという施策ですので、市のほうではそれに対してやはり殺処分はしておりませんので、そういった予算も確保しておりません。

Q. 助け舟を出します。

実は結構猫の問題は至るところで問題になっていまして、さっき課長が言ったようにボランティア活動している人の結構対応になっていて、伊豆市はこういう予算で去勢・避妊の費用を多少なりとも出していますからまだいいんですけれども、全く出していないところもあって、そういうところではボランティアさんが猫の対応している。全額出している市もあるし、今、市町で差があると思います。県の対応というのは、昔は保健所をお願いするような事案だったのかと思うんですけれども、保健所の機能が昔よりも縮小していますからとてもそこまで対応できないので、そんなことは保健所は手を出さない。ボランティアがやっているんだけれども、市のほうの関与の度合いが伊豆市がどうかというところまででもない。

例えば保健所としてできることも何かあるんだと思うんですけれども、現実的には餌をやる人がいるから増えちゃうんです。はっきり言わないけれども、大野のサイクルスポーツセンターから浮橋に行く途中の道で餌をやっている人がいるという話も聞いています。1か所に固まらないように何か所かに分けてやっている。それを取り締まることもできないし、難しいところだと思うんですけれども、何もしないとこの予算がどんどん増えちゃうということにもなりますので、ボランティアさんに補助するということもできないし、保健所に何かやってくれと頼むこともできないし、市としてはどういうことでこの金額を苦しい質問ですけれども、出しているのか。県との絡みとかでもいいんですけれども、スポット的に困っている人がいることも事実ですので、どういう考え方なのか、予算を立てる上でどういうふうを考えて対応しているのかということをお教えください。

A. まず、現状については、そういった野良猫が増えている状況だという情報を地域の方からいただいて、その現場を保健所の方ですとか、猫ボランティアさん、近所の方

などで現場を確認して、どのような対策をしていこうかという相談の場を設けているような状況です。そこからできるだけこれから増えていかないようにするために去勢・避妊の手術をしていこうかという結論になった場合に、この補助金を使って地元の方に申請いただいて対応しているという状況です。

金額については雄・雌によっても違いますし、病院によっても獣医さんによっても金額が違うようで、1万円程度から3万円程度のやはり開きもあるということですので、どこが妥当な金額かと非常に難しいところですが、近隣の状況とかをいろいろ情報収集させていただいて、当初、平成24年度にこの制度をつくっております。

やはりそういった野良猫が増えてきているというか、そういう事案が増えてきているということでここ数年予算が足りない状態になったりして、毎年ほかの科目から流用するというような状況が出てきていますので、来年度も少し増やした形での予算計上をさせていただいたという状況です。

Q. 同じところで申し訳ないんですけども、畜犬対策事業でマナー啓発看板とあるんですけども、こちらの大小とあるんですけども、これは例えば犬の飼い主に向けた看板なのか、例えば先ほどからある猫とかに餌をやらないでくださいとかそういうような看板なのか、内容的にはどういうものなのか、教えてください。

A. 委員おっしゃったとおり、犬の飼い主向けの看板と、あとは猫の餌やり向けの看板ということで、犬猫ともに用意をさせていただいているという状況です。

Q. マナー啓発ということちょっと枚数的にはどうなのか分からない、今まで作ったものもあるので、累計すればそれなりにはなるでしょうけれども、やはり猫とかも私もボランティアというか、個人で去勢をやりたいという方がいて、こういう去勢手術の補助金がありますよということはお知らせをしたんですけども、どうしても1名につきたしか1匹だか2匹しか対応ができないらしいんです。そうすると、そういうボランティアやっている方というのは、例えばその地域に猫は先ほど言われているように10匹、20匹、30匹とどんどん増えていくんです。そうすると、そこで20匹とか30匹を捕まえて順番に去勢やっていくんですけども、そうすると補助金がこれじゃ足りないんじゃないかなと思うんです。

そうした場合の対応というはできるような対応策というか、額も含めてそうなんですけれども、それはできるんでしょうか。

A. 委員おっしゃったとおり、この補助金については1世帯について2匹までという制

限を設けさせていただいております。一度にその地域だけ多くの補助金を適用してしましますと、やはりほかの地域での対応が難しくなるというのが現状ですので、極力多くの方に活用いただくということを考えてそういった制限を設けさせていただいております。

ただ、おっしゃるとおり、本当に多くの猫がいる場合にはなかなか減少していくところまでいかないというような状況が生まれてくる可能性がありますので、この辺についてはもう少し研究して、他市町の状況等も参考にしながら補助金を変えていくというようなことも少し考えていかなければならないかなとは思っております。回答になっているのでしょうか、すみません。

Q. 55ページの環境衛生課の4番の(9)番、土砂撤去工事についてですけれども、柵に堆積した平和寺からの流出土砂の撤去ということで455万4,000円組んであるんですけれども、柵から出ている土砂の撤去のみの予算ということで、課長よろしいんですか。

A. これについては先日申し上げたんですが、平和寺の対策の予算ということで、今あります木柵に堆積した土砂をかき出す、しゅんせつをするというそれに限った予算になっております。どうしても大きな雨が来ると木柵に土砂がたまってしまうという状況が見受けられますので、その都度対応させていただいているという予算です。

Q. こういうこと聞いていいかちょっと分からないですけれども、その堆積した土砂をどこへ置いておくのか、今後どのようにするのかというのを聞いてよろしいんですか。

A. 現在は木柵の近くにやはり仮置き場所を作りまして、そこにしゅんせつした土砂を入れている状況です。仮置きですので、最終的には産業廃棄物等で処分をするということになります。

Q. 堆積したそういう入れ物というのはよく見る黒い袋なんかよくありますよね、2トンぐらい入る大きな袋。ああいうのに堆積したやつ、置いておくということですか。どれぐらいの立米が予想されますか。1立米とか2立米とか500立米とか予想がつかますか。何袋くらいになるのか、よく分からないんですけれども、そこら辺。

A. 今現在は3年度にしゅんせつを1回、4年度に1回済んでおります。今年度、4年度、2回目も発注済みで、今年度は2回しゅんせつをする予定ですが、現状2回で大体50立米程度の撤去が済んでいるという状況です。

Q. そんなものですか。

A. はい。

Q. 50立米とそんな量ですか、今まで運んできた量の中で50立米、堆積したものだからそうですかね。いいです、結構です。ありがとうございました。

Q. 説明資料は同じく55ページです。

4の環境保全事業のうちの事業内容の11番と12番、蓄電池システム、あと電気自動車の充電システムに関する補助金なんですけれども、11番の蓄電池については令和4年度から新規事業で始めて、ニーズ調査も含めてやったところ、かなり好評だったので、途中で増額補正もしたと思うんですけれども、それに基づく予算計上だと思いますが、予算の組立ての根拠を伺います。

それと、住宅用電気自動車充電システム設置費補助金につきましては、説明資料によりますと、電気自動車の受電設備に追加、ホームエネルギーマネジメントシステム、太陽光発電同時設置補助金ということであるんですけれども、補助金額が幾らなのか、それと、例えばこれを導入したときに一般的にどれぐらいの自己負担が発生するのか、それを教えてください。

A. まず、住宅用蓄電池システムの令和4年度の現在の申請状況ですが、補正予算も組ませていただいて現在23件の申請が来ている状況です。1件当たり5万円の補助ということになっておりますので、115万円の実績ということになります。

これに対しまして令和5年度の予算については、少し需要もあったということで30件の予算を計上させていただきました。30件で150万円の予算となっております。

それでは、主要事業概要説明資料のナンバー28を御覧いただきたいと思います。

2の事業の概要というところがあります。1の創エネ・畜エネの推進というところでその上に拡充というふうに書いてありますが、①に住宅用蓄電池システム設置費補助金、②に住宅用電気自動車充電システム設置費補助金というこの内訳なんです、①については先ほど申し上げたように、30件5万円の補助に対して150万円の予算を計上させていただいてあります。それと、②の住宅用電気自動車充電システムの補助金につきましては、こちらは20件掛ける5万円の補助で100万円の予算計上をさせていただきました。こちらは双方向の電気自動車充電の設備ということです。

それからあわせて、両方の補助金に追加という形になります。太陽光の発電、それからホームエネルギーマネジメントシステムという $\widehat{H}EMS^s$ と言われるシステムがあるんですが、太陽光と $\widehat{H}EMS^s$ のシステムを導入いただきますと追加で5万円の補助

をすることです。それぞれが①に対しても10件、それから②に対しても10件、各5万円の補助ということで、それぞれ50万円ずつの追加の補助金を予定しております。

それで、自己負担につきましては、現状、住宅用の蓄電池システムについて見てみますと、太陽光を既に設置されているお宅に対してのこういった蓄電池の設置の補助ですが、大体100万円以上は最低でもかかっているかなというふうに資料を見ますとそういう状況のようです。

同じく自動車の充電についても、ちょっとまだこれは新規の補助金ですので、実績分からないところありますが、同じように数百万の費用がかかってくるのではないかなと思われま

Q. 分かりました。件数と説明資料の金額と併せるとよく分からなかったのですが、太陽光発電とホームエネルギーマネジメントというのを同時にやった場合にそれぞれプラス5万円の追加があるので、この予算計上だとは分かりました。

最後にもう一点、私も勉強不足なので、聞きたいんですけども、太陽光発電・ホームエネルギーマネジメントというのがあるんですけども、簡単にどんなシステムで、家庭にとってどんなメリットがあるのかというのは分かれば教えていただきたいんですけども、いかがですか。

A. ただいまの御質問ですが、いわゆるHEMSと言われるシステムかと思えますけれども、実際には私もそれ自体見たことがないところが正直なところなんですけど、電気の流れがどういう状況になっているか監視ができるシステムということで伺っております。今充電をしているのか、今放電をしているのかというのが分かるようなモニターがついているということで伺っております。

Q. 結果としてどれだけ電気使っていて、ここでもうちょっと節電しなきゃいけないなとそういう意識づけになるということでもいいですね。

A. そのとおりです。

Q. 55ページの先ほどもありましたけれども、今度は畜犬対策事業の犬のほうです。

狂犬病予防注射済み証交付事務委託料ですけども、9万3,000円なんですけども、コロナ禍前は集団接種というか、一定の場所でそこで集めて注射行われていたんですけども、最近は個人で動物病院へ連れていってくださいということで、その状況というのは令和5年度も同じ状態で予算化してあるんですか。

A. 令和5年度については獣医さんの協会のほうで集団接種を再開してくれるということで現在進めておりますので、4月当初に集団接種という予定で考えております。

Q. やはり55ページの4の環境保全事業、2-2河川水質検査業務委託料なんですけれども、これはあちらこちらの場所といたしまししょうか、川でししょうか、書いてありますけれども、大平柿木と書いてありますが、これは平和寺の関連の流出の検査ではないかと思うんですが、この検査というのは定期的に今やっていると思うんです。それで、水質に異常はないというようなことが新聞には載っているんですけども、この定期的なものとは災害というほどでもないですけども、大雨の降った後というのは同じような水質なのかどうかというのがちょっと気になるんですけども、そういうときに大雨が降って川が濁っているなというようなときには水質検査というのは、定期的なものをしていけばそういうちょっとイレギュラーな事態のときに検査というのはやらないんですか。

A. 現在は河川の水質検査については、ほぼ安定している平常時のみ検査を行っております。これは水質の基準というのが平常時の基準というのがありますので、水の濁っているようなときのものというのは基準がないものですから比較もできないというところがありますので、安定しているときに検査をさせていただいているという状況です。

Q. 平常時の安定しているときに水質検査をしても、それちょっと意味がないんじゃないかなと思うんですけども、異常なときの水質の基準がないからというのはそういう基準がないからやらないということなんですけれども、平常の安定しているときに水質検査をするという意味はどこにあるんでしょうか。

A. ちょっとお答えが重複すると思うんですけども、水質検査はやはり環境省の定める水質基準27項目あるんですけども、それに基づかないといいのか悪いのかという判断ができないわけです。それにはどういうときに検査をすると方法が定まっております。雨が降った後の濁ったときではなく、落ち着いた水で検査するという状況が決まっています。ですので、仮に濁ったときの検査で何か1つ数値がイレギュラーが出ても、それがいいのか悪いのか照らすものがないんです。ですので、環境省の基準に基づいて検査をやっているという状況でございます。

Q. 何か分かったような分からないような感じなんですけれども、異常なときに調べてこそ意義があるんじゃないかなんて思うんです。その基準がないというのは、だか

らやらないというのはおっしゃっている意味は分かりますけれども、何か異常であるような状態のときに調べたほうが分かるんじゃないかなと思うんですけれども、異常があるかなと思うようなときに平常の水質と比べると数値的には分からなくても、こういう項目がちょっとふだんよりも高いんじゃないかな、こういう項目もふだんよりも高いんじゃないかなというようなことはやらないんでしょうか。

A. 答えは繰り返しになってしまうんですけれども、国も環境基準をどうやって定めているかという、こういう測り方で問題があった場合はこれは対応していく必要があるという基準を定めているわけです。先ほど委員おっしゃるとおり濁ったときに危ないかもしれないというのは、何をもって危ないかという判断が実はできないわけです。例えば水に溶け込んで、さらに1日安定しても何か出ているというのはやはり環境省もしっかり調べなさいということだと思えます。

ですから、濁っているときに例えば自然界の物質もアルミとかもいろいろ入っているわけです。そういうのではなく、ふだんと同じ測り方をして問題があったときには、これは環境基準に比べて危険ですよというのが一般的な検査という状況でございます。

Q. 55ページの3番の環境美化事業なんですけれども、こちらの2番と3番で投棄ごみの収集撤去業務委託というのと、3番で小動物死骸処理委託があるんですけれども、これは例年と変わらない数字と予算なのか、まただんだんこういうものは増えているのか減っているのか、それだけ教えてください。

A. まず、不法投棄のごみの実績の部分ですが、3年度と今年度の比較ではありますが、3年度の実績としては7,040キロの実績がございました。4年度については1月末まで6,100キロですので、ほぼほぼ昨年度と同様の数字かなというふうに見ております。

ただ、予算については少し多めに計上させていただきました。これは現在、これまでに回収してきたものを保存してありますが、その最終的な処分も含めて予算計上をさせていただいてありますので、今年度は37万4,000円のところを来年度63万8,000円という予算を計上させていただきました。

それから、(3)の小動物の死骸処理については、令和3年度の実績としては282件、回収をしております。今年度、4年度途中ですけれども、やはり1月末で271件ということで実績がございました。これに対しての予算で今年度は179万4,000円計上させていただきましたところ、来年度187万4,000円ということで微増ではありますが、少し多く計上させていただいたという状況です。

Q. 同じく55ページ、環境保全事業のうち事業内容の7番と8番、ゼロカーボン関係な
んですけれども、下の8番のゼロカーボン啓発業務委託料については湯ヶ島の茅野地
区で取り組んでいるものの支援になるかと思うんですけれども、具体的に主要事業説
明資料によると、脱プラスチック啓発品麦ストローの作成業務委託料ということなん
ですけれども、この麦ストローを作成するための業務委託というのがちょっと意味が
よく分からないんですが、内容について教えてください。

A. これについては概要説明資料にございますように、啓発品用に小分けにしてもら
うとか、こちらの注文に沿った形で商品化してもらおうというところでの委託料とい
うことになっております。

業務としましては、委託料で予算計上してございますけれども、この啓発品をただ
配布するのではなく、一例としての紹介をしながらこういったゼロカーボンへ賛同し
ていただく企業、そういったところを募るといいますか、こういうことも取り組ん
でもらえないだろうかという一つの材料として使っていこうということで考えており
ます。

Q. そうすると、啓発品の要は周知方法については事業者向けが主ということですね。
個人の家庭については、そこまでやる予定ではないということによろしいですね。

そうしたら、上の7番のゼロカーボン戦略検討支援業務委託料242万円です。同じく
主要事業説明資料でいくと新規の4番目のところにありますけれども、ゼロカーボン
戦略を進めるための計画づくりということで、最終的には地球温暖化対策実行計画区
域施策編簡易版を作成するというのも含まれている業務委託料ということなので、
これは令和5年度中にやられるんですけれども、簡易版のいわゆる冊子か何か分から
ないんですけれども、その作成費なんかもこの業務委託料には入っているんでしょ
うか。

また、それが各家庭や事業所等に配布されると思うんですけれども、その時期はい
つ頃を見込んでいるのか、伺います。

A. まず、この区域施策編というのは、地球温暖化対策実行計画の区域施策編という温
室効果ガスの国の試算から伊豆市全域で削減目標を定めていくという内容になります。
それに対する対策・施策と検討して盛り込んでいくとそういった計画づくりになりま
す。ちょっと専門性も高いことから、環境系のコンサル等に委託をしていくとい
うことで考えております。スケジュール的には、年度末には計画策定を完了したいとい

ふうにご考えております。

市民に対しては、目標値を設定して様々なところで公表、周知を図っていくように考えたいとは思っております。現状、市民に配布をするところまでは考えていないんですが、例えば前に作成をしましたチラシ等で周知を図っていきたいと思っております。

Q. 分かりました。

それで、もう一点、今のことについて聞きますけれども、国としても進めているGXの関係なので、この事業については242万円計上されているんですけども、環境省含めそういう国からの通達に従ってこれを進めているのか、それに伴って財源が国のほうから来ているのか、その辺だけ確認願います。

A. これについてはゼロカーボン戦略の宣言もしておりますので、それに対して目標となる数字をつくっていく必要もあるということで、計画づくりのほうを進めてまいります。国のほうとかの補助等は特に予定はございません。

Q. 説明資料の57ページ、2の廃棄物減量対策事業の事業内容の7番目、生ごみ処理機購入費補助金のところで伺います。

これは先ほどから出ていますゼロカーボン宣言のナンバー28のところに挙がっているものです。容器式というのがコンポストのことで従来からの補助、その下の生ごみ処理機で20台というふうに計上されていますけれども、20台の根拠というか、もしこれがあるんだらば私もやりたいなと思うんですけども、20台が多いのか少ないかなという、ちょっと少ないかななんて思いました。

こちらの主要事業の説明書のほうを見ますと、これに対しては食品ロスに関するモニタリングの調査を実施するというので、購入費の3分の2というふうなことになります。昨年の6月でしたか、ゼロカーボン宣言ということなので、来年度も予算化してさらに進めようというふうなことだと思うんですけども、その20台の根拠と、それからモニタリングの内容について、具体的にどのようなことを考えているのかとか、それから20台で上限4万円に対して自己負担額がどのくらいなのでしょう。ちょっと見当がつかないので、教えてください。

A. こちらの補助金につきましては、ここにございますように新規で電動式の生ごみ処理機の購入に対して補助をするということで、上限4万円の20台ということで計上させていただきましたが、こちら購入していただいて、生ごみの処理前の重さですとか

処理後の重さのデータを取らせていただいて、今後のこういったごみの削減の元データに活用させていただきたいということで補助を設けさせていただいて、代わりにデータを頂くというような内容になっております。

これについては20台程度でデータを取らせていただいて進めるということで、そういうデータを取るための20台ということにさせていただきました。

Q. 自己負担は。

A. 自己負担については、失礼しました。ネット等で生ごみ処理機を見ていますと、1万円台から高いものと6万円、8万円ぐらいまでどうやらあるようですので、差引きしていただいて残りが自己負担となるかなというふうに思います。

Q. このモニタリングということなのですけれども、期間とか、それからこの事業、説明では新規というふうになっています。今後継続するのか、その期間とかも教えてください。

A. 主幹のほうから説明をお願いします。

A. モニタリングの期間なんですけれども、一応3か月で、毎月1週間ずつのデータを3か月分頂いた方に補助を出す予定でおります。

Q. すみません、確認なんですけれども、モニタリングの期間が3か月で、週に1回。

A. 1週間続けてのデータを頂くような考えでおります。

Q. そうしますと、3か月の間に1週間モニタリングをするだけでいいということでしょうか。

A. 3か月で1週間ずつなので、21日分取ってもらうような形になります。

○委員長 1か月に1週間掛ける3か月、3週間分。

Q. 全く同じところですが。57ページの生ごみ処理機の購入のところなんですけれども、市民が自分のごみを減量したとか、直接役に立ったというそういう意識が持てるすばらしい制度だと思うんです。それで、こういったすばらしい制度をもう少し拡充できたらなということで、剪定枝とかを粉碎すればもっとごみとか減るんじゃないかということでアンケートも取っていただいて、生ごみ処理機の機械のほうの4万円の補助と同じような金額で十分できる制度になると思うんですけれども、さらにこれを市民が私もゼロカーボンに協力したSDGsの一員になっているという意識がすごく持てると思うので、こういった補助金の拡充が剪定枝の粉碎機なんかも含めてこれから拡充されていくかどうか、すみません、お願いします。

○委員長 そういうのを検討した上での予算かということで。

A. 剪定枝の処理機に対する補助も検討はさせていただいておりますので、制度的に現状まだ確立まで至らなかったものですから、引き続きその辺は検討させていただければなとは思っております。

Q. すみません、細かいことで申し訳ないんですけども、今、委員からも出ましたように、こうやって市民も参加しながらごみゼロ、ゼロウエストに近づいていくような、ちょっと言い過ぎですけども、取組というのは市民を巻き込むことでいいかなと思います。

ただ、先ほど前後の重さを測るというふうにありました。どのように測るのか、いい施策だとしても、それを続けるのに負担を生じるようではせっかく予算を取っていただいてもというところもあるんですが、重さの測り方はどうやるのかということをお教えください。

A. 乾燥前の重さと処理機にかけた後の総重量を取るということで考えておりますけれども。

A. 調理器具の重さを測るやつがあると思うので、まず機械に入れる前にビニール袋に入れてもらってそれを測ってもらったのを機械に入れて、機械終わった後、よく問合せが多いんですけども、若い世帯の方の問合せが多くて、結局畑とか田んぼとか持っていない方が燃えるごみとして出すのに、乾燥した後にまた袋に入れてもらって測ってもらうような形を。なので、月1週間程度にさせてもらって、20件にした理由としましては、そういう手間がかかりますので、ちょっと申請が少ないんじゃないかということで今回20件とさせていただきました。

Q. これで最後なんですけれども、ここでデータを取って、取ったデータをどのように活用するかというのは予算に上がっていないんですけども、どんなふうになるんでしょうか、この後。

A. これから食品ロスの計画とかを作成しないとしないため、そのデータとして取り上げさせていただいて、その年間の結果についてはまた広報とかホームページとかで周知できればなと考えております。

Q. 説明資料は57ページ、事業名が一番上の2の廃棄物減量対策事業で、事業内容の5番です。指定ごみ袋製造運搬業務委託、これが1,370万円。ちなみに、今年度、令和4

年度は1,200万円の予算計上でした。増額しているんですけども、この原因が何なのか、教えてください。

A. まず、最近の物資高に伴って増額を見込んでいるのと、事業の活発化も見込んで事業系のごみも増えてくるのではないかということで、その分も見込んでの予算計上となっております。

Q. 資材高はあるでしょう、あと運搬もありますから燃料費もありましょうということなんですけれども、ここで事業系のごみがコロナ禍も終わって経済活動活発になるといって増えると思うんですけども、令和5年度に見込んでいるごみの排出量、一般廃棄物です、家庭系のごみ、そして事業系のごみ、大体どれぐらいの量を想定していますか。

A. すぐに現在の計画の数値がすみません、出せないものですから、また改めて示させていただきますが、参考に令和3年度のごみの総重量が1万539トンという数字となっております。こちら人口減少等にも伴って若干減る傾向ではあります。改めて来年度の計画については示させていただきます。→85頁にて説明

Q. 細かい数字がもし分かれば、また教えてください。

それで、右の特定財源のところに使用料、手数料というのがあるんですけども、両方合わせて2,265万4,000円、令和4年度が2,036万円余となっております。当然、排出量が増えるということなんですけれども、そもそものこの事業、廃棄物の減量対策事業ということです。令和5年度、事業系のごみが増えるであろうという観測なんですけれども、廃棄物減量等推進審議会というのものもあるわけです。この審議会の中で、令和5年度についてそうした事業系のごみをなるべく減らそうというようなところ、経済活動が活発になるのはいいんですけども、そもそもの事業目的を達成するためにはこの審議会の中でこういった内容を議論しようとして予定していますか。

A. この3月も減量対策審議会予定しておりますので、来年度のこういった計画について示させていただいた上で御審議いただくということで考えております。各団体等の代表なども御出席をいただくようになりますので、先ほどもありましたように、事業系のごみの削減も視野に入れながら御検討いただくということになります。

なかなか家庭系のごみ量も減る傾向ではありますけれども、事業系がおっしゃるとおり活動活発になりますと増えていく、どうしてもこれは伊豆市の傾向としてありますので、そこらもまず意識をしていただくというところから、お願いですから対応していくというところが大事になるかなと思っております。

Q. 先ほど私、申し上げた廃棄物減量等推進審議会というのがあるんですけども、その中に当事者の事業者の代表の方も入っていると思うんです。事業者側としては、やっぱり分別する手間であるとかいろんな課題があると思うんです。だからその辺を取り除いた上で、あくまでもやっぱりこの事業については廃棄物を減量化するんだという目的があるわけですから、それに対して理解をしていただくように、その辺、何で減らないのかというところからしっかりと突き詰めて事業に当たっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

Q. 先ほど盛んに質疑交わされていましたが、生ごみ処理機なんですけれども、1台当たり上限4万円ということは、4万円の処理機を買えば自己負担ゼロということになると思うんですけども、補助率何分の1と書いていないですよね。その辺どうなんですか。

A. 申し訳ございません、概要説明資料のほうには記入させていただきましたけれども、こちらの予算説明資料のほうには漏れておりました。購入額の3分の2で、上限4万円ということで予算計上させていただきました。

Q. 確認しました。

3分の2でかなり自己負担も減るという中で、もしかしたらあつという間に上限20台に達してしまうかもしれないんですけども、これは予算成立して来年度、どういう形でそれを周知していくんでしょうか。

A. まずは、ホームページ、広報紙等で周知をするところから始めていきたいと思えます。20台という限られた台数ですので、その状況を見て周知の方法は様々変えていければとは思えます。

Q. 市民の環境意識も高まっていますので、関心も高くなると思うんですけども、申請の方法なんですけれども、購入後に申請ですか、それとも事前に申請ですか。

A. 補助金でありますので、購入前に申請いただく形になります。

Q. 申請して証明書なりそういったものを頂いて、それから購入して、また再度購入しましたよという届出をするわけですか。

A. 通常の個人等への補助金と同じように事前申請していただいて、交付決定をしてから購入していただいて実績報告、それから交付の確定という形で考えております。

Q. すみません、ちょっとしつこくて。

同じ補助金でも鳥獣被害防護柵は資材の購入した領収書をもって申請なんですけれ

ども、その辺は違うんですね。

A. 限られた予算の範囲内ということになるかと思いますが、事前申請の形で補助をするというやり方にさせていただければと思います。

Q. その件は分かりました。普及状況をまた見守りたいと思います。

もう一つなんですけれども、その上にあるごみ有料化リーフレット作成委託料とあるんですけれども、ごみ有料化という意味が分からないんですけれども、今でもごみ袋有料化ということ言われていますけれども、その辺、説明してください。

A. ごみ有料化リーフレットという形で書かせていただきましたけれども、これはゼロカーボンとかも含めてそういった啓発用のリーフレットということで考えております。

数か月前にこういったごみ有料化の他市町との比較のリーフレット、裏面もゼロカーボンに対するものを作成させていただきましたけれども、内容を変えてまたそういった取組等の御案内をさせていただくようなものを考えております。

Q. そうすると、ちょっとリーフレットの名前がそぐわないような気がするんですけれども、市民に配布する場合には別の名前を使うようになるのでしょうか。

A. おっしゃるとおり、そのままこの名前を使うではそぐわない部分が多々あるかと思っておりますので、名前はまた変えさせていただくつもりでおります。

Q. 59ページ、一般廃棄物収集処理事業の中の収集運搬業務委託1億8,367万8,000円の件です。市内に4コース運搬業務があつて、これは長期の契約になっているので、ちょっと分かりにくいものですから教えてください。

4コースというのは多分旧の4町を運搬しているものだと思うんですけれども、クリーンセンターまでの距離が遠くなったのは多分、土肥地区だけなので、ほかの3地区については委託料というか運搬費については増額がないのか。

あと、土肥地区はこの数字だと分からないので、年間どのぐらいアップになるのかを教えてください。

A. 収集運搬業務委託料でございますけれども、委員おっしゃるように旧3町と、あと土肥地区の4コースとなっております。

土肥地区のほうですが、増額分につきましては月額で28万9,300円ということで増額をさせていただいております。

Q. そうすると、これは長期継続契約になっているので、支出の方法としてはプラスの補正みたいの取ってやるんですか、ちょっとそこが分からないものですから教えてい

ただければ。

A. 新ごみ焼却施設ができてからコースが変わった時点で変更の契約をさせていただいて、増額をさせていただいております。

Q. 59ページ、同じく一般廃棄物収集処理事業について伺います。

ここに今、収集運搬業務委託料であるとか、持ち込み可燃等運搬業務委託料とかいろいろありますけれども、いずれにしても運搬経費が入っています。燃料代が通年に比べてどれぐらいのアップ分見えていますか。

A. 燃料代につきましては、業者のほうに見積りを頂きましてそちらのほうで契約をさせていただくようになっているんですけども、燃料費のほうにつきましては特に変更のほうはしておりません。

Q. すみません、聞き方がちょっと悪かったので、業者のほうから見積りを取ってそれに伴って積算をされたということなので、恐らく業者のほうは燃料の増加分も見込んでいると思うので、この予算の中で収まるようにはなっているんじゃないかなと思っています。

それで、もう一つ聞きます。持ち込み可燃等運搬業務委託料というのが2,653万3,000円計上されていますけれども、これはクリーンセンターいずが開設されたことに伴って、修善寺のリサイクルセンター、今の柏久保のところ、あと土肥のリサイクルセンターということで、主に修善寺、中伊豆の方、あと土肥の方が佐野まで持ち込むことができないので、今までやっていたように恐らく産廃のボックスを置いてそこに可燃ごみを入れてもらって、それを運搬するということなんですけれども、これやってみないと分からない数字だと思うので、どれぐらいの頻度でクリーンセンターいずまでそれぞれの2か所から運ぶのかというのは分からないんですけども、2,653万3,000円ということで一応予算取り取ってあるんですけども、どういう根拠で算出しているのか、伺いたいと思います。

A. こちらにつきましては、3日に一遍ほど、2.9トン積みのパッカー車のほうで運搬を予定しております。1日当たり1トン程度の搬入を見込んでおります。

Q. 1日に1トン、これは2か所合わせてですか。

A. 清掃センターが1日当たり1トン程度と見込んでおります。土肥につきましては200キロ程度を見込んでおります。

Q. やってみなきゃ分からないので、もしそういった中継点で修善寺のリサイクルセン

ターとか土肥のリサイクルセンターまで持ち込むまでしかできないよということが多ければ、当然、増額補正しなきゃいけないと思うんですけども、そういう予定はありますか。

A. その際にはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

Q. 60ページです。リサイクル事業、諸収入の部分と絡めて、いわゆるリサイクル事業ですので、その部分をちょっと教えてください。

リサイクル、いわゆる資源ごみの売上金として計算書のほうの歳入の雑入のところ見ると、1,512万9,000円が資源ごみの売上金として入っています。日本包装容器リサイクル協会の分配金という形であと260万円入っているということですので、多分、包装容器リサイクル協会の分配金の部分というのがプラスチックの容器とか包装の部分なのかなというふうに思っているんですけども、それでいいのかということをお教えください。

そうすると、それ以外にいわゆる従来の瓶であるとか金属であるとか、そういうのを資源ごみを買取ってくれる業者さんに持ち込んで、そこから代金を頂いたものが諸収入として入っていて、その合計が千五百何万円になるというそういう考え方でいいんですよねというの確認です。

それと、気になるのは、いわゆるプラスチックごみを業者さんが回収しても適正に再資源化とかがされなくて、それが後々海洋プラスチックになったりとかということが世界的には起きているのかなというようなことも報道はされているんですけども、これはちゃんと正しく処理されているということが確認できますよねというようなそういうことです。教えてください。

A. 容器包装リサイクル協会のほうに契約をして搬出をさせていただいているのがプラスチック包装容器、あとペットボトルになりますけれども、先ほど委員おっしゃいました280万円の分配金のほぼ全てが100%ペットボトルの料金になっております。

あと、こちらのほうリサイクル協会のほうで入札を行った指定された業者が資源の搬出を行っておりますので、確実に処理を、リサイクルのほうをされております。

プラスチック製品につきましては、現在、新焼却施設のほうでサーマルリサイクルということで運び込みをしております。

Q. プラスチック製品は燃しているということですね。一旦ここで分けているんですけども、燃料的に使っているということですね。

A. はい、プラスチック製品につきましては、助燃剤として発電に利用しております。

Q. 61ページをお願いします。

柿木処分場管理事業4,690万2,000円ですが、施設がもう30年近く経過しているということで聞いていますけれども、埋立てはあと何年ぐらい可能なのか、そこを確認させてください。

A. 埋立てのまず法的な期限から言いますと、令和9年3月31日までとなっております。

ただ、うちの清掃センターで試算をしたところ、まだあと1年余裕があって5年ほどは埋立てが可能かと考えております。

〔「令和14年」と言う人あり〕

A. 令和9年3月31日が埋立ての期限となっております。

ただ、ほかに代替の施設というのがございませんので、今後も継続して利用していくためにちょっと調査のほうをさせていただきたいということで測量設計業務、計上させていただいております。

Q. じゃ、令和10年でいいんですか。ちょっと分からなかったんですけれども。

A. 計算上は、今のまま入れてまいりますとあと5年ということでございます。

A. 説明に誤解を招くといけないもので、容量として、全量として今のまま入れていくと5年ほどしかないんですけれども、まず県に手続をしている期限が8年度末の令和9年3月末です。これは地元とこれまでも協議しているんですけれども、これからしっかり協議をさせていただいて、もう少し長く使わせてくださいというこれから手続をするところです。それをどのぐらい延ばすかという、30年ぐらい延ばしたいと思っています。

じゃ、あと5年のものを何で30年かといいますと、今、県外で有料で灰を処分することがこれまでもやっていますけれども、その量を増やして緊急時や月額の搬出量を減らしながら、少しずつ長く柿木処分場を使わせてもらう協議を現在進めているところでございます。ただ、まだ地元とこれから細かい協議を進めますので、新たな処分場を造るということではなく、今のところを処理施設もしっかりありますので、しっかり処理施設を管理しながら使わせていただく予定でありますので、すぐに使えなくなるとそういうことではございませんので、方向性としては期間を延長して使わせていただく方向で測量の予算も取らせていただいておりますし、そういう予定で進めております。

Q. 今のやり取りの中で、法的な期限が令和9年3月いっぱいということだったんですけども、それを今部長のほうがいろいろと県のほうとも協議しながらあと30年ぐらいもたせたいということなんですけれども、法律というのは廃掃法なのか分からないんですけれども、法の期限というか、縛りをクリアすることはどうやって具体的にやるんですか。

A. あくまでももともとの計画が、年間こういう量を埋めていくには今の容量ではここまでの計画というのが出ているわけです。今後の埋める量を減らしながら測量もし直して、あとこれだけ埋められるもので、年間この量ですとこういう期限でという、要は使い方の変更を手段として行う、そんなイメージでございます。

Q. そうすると、その変更手続をなささいということは、法律の中に書かれているわけですね。

A. 法律は変更というよりも、申請に対して許可をするということですので、こちらは計画の変更を県に対して出すというそういう形になります。

(討 議) なし

【健康福祉部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 33ページ、そして6番の生活困窮者自立支援事業で、(4)になります。前に聞いたことあったらもしかして申し訳ないですけども、また分からないので教えてください。

就労準備支援などの事業、一般就労に向けた日常生活自立、社会的自立、経済的自立のための訓練を行うとありますが、これはどんな方が何人ぐらいで、この予算でどのように使っていくか。そして、そのことによってこれはどういうふうな効果が出ているかを聞きたいと思います。お願いします。

A. 就労準備支援事業になります。

一般就労に向けた日常生活自立ということで、規則正しい生活とか、身だしなみと

いったものとか、あと社会的自立ということで、挨拶とかコミュニケーション、それとか、あと経済的、就労的というところで、就労体験とかの自立の訓練を行うような事業になります。

その中で、就労準備ですので、就労がなかなかできない方に対して今言ったような自立に向けた訓練を行いながら、就労に向けた支援を行っていくということになります。

現在、就労支援に準備として行っている方が、生活困窮の方が1人、あと非保護者の方ですね、保護者の方が今5人今現在やっているような状況になります。

Q. どのような効果。

A. 効果につきましては、やはり就労に向けたというところで、就労を進めるための準備ということになりますので、最終的には就労に結びつくというようになるところになります。

Q. 就労に結びつけるということでやってくださったの分かりますが、この方たちというのは、すみません、ヤングケアラーとか、それから障害がある方とか、どういう方たちなんだろうかっていったらいいでしょうか。

A. やはり就労に結びつかないという方になりますので、やはり精神的に引き籠もったというなかなか自立ができないというような状況の方であったり、やはり生活困窮に陥っているということで、その原因になっているところも見極めながら準備、どういう支援をしたらいいのかというところをアセスメントしながら支援していくというような形になります。

Q. それは地域にいらっしゃる民生委員さんとか、それから役所だけでなく気がついた方が言ってくれるの、それとも自分で言ってくる方が多いですか。

A. やはりその中には自立相談支援事業所という部門がありますので、その中でアセスメントした中で必要があればそちらの事業、この準備事業のほうにつなげていくというような形になります。

Q. やはり子育てもそうなんですけれども、本当に使ってもらいたい方がなかなか埋もれてしまっているという現状ですので、子育てもそうですけれども、こういう方も本当は使ってもらいたいけれども漏れちゃっているなみたいなことには、やはりそういうこれも支援が必要だと思いますが、そのことは考えていますか。

A. やはりこれなかなかその相談機関につなげられないというケースはかなりあると思います。ですので、地域のネットワーク、今委員が言ったとおり、民生委員さんで

あったりとか、地域の方がそういう目を通して気になるような体制づくりが今後必要じゃないかなと思っています。

Q. 体制づくり等やはり必要だと思います。私たちも目を考えていきたいと思っています。分かりました。

Q. 32ページ、3の社会福祉協議会補助金、2の事業の内容の(3)チャイルドシート購入費補助ですけれども、この予算ですけれども、チャイルドシートは毎年何人かの方たちが利用しているのでしょうか。

A. こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうへ補助金を出しまして、チャイルドシートの購入費の2分の1、上限1万円というような形で、社会福祉協議会のほうでやっていただいています。

件数につきましては、すみません、ちょっとお待ちください。来年度予算につきましては、48件を見込んでいます。

Q. この48件というのは、今少子化でだんだんお子さんが少なくなっているわけですが、購入費用というのは増えているのでしょうか。

A. そうですね、例年同じような件数で推移しています、はい。

Q. そうしますと、予算というのは毎年変わらずこの金額でしょうか。

A. それにつきましては、来年度、チャイルドシート48件とベビーカーにつきましても10件分の補助をするような形で、来年度初めてやるような形で今進めています。ですので、チャイルドシートは別としてベビーカーで利用してもらうというような形で今考えています。

Q. そうしますと、この金額の中にベビーカー10件分も含まれているということですか。

A. そのとおりです。

Q. 以前は購入ではなく、たしか社協のほうで貸出しなどというのもあったと思うんですけども、それにもやはりある程度の費用はかかったと思うんですけども、今貸出制度というのはないんですか。

A. 貸出制度につきましてもあります。

Q. それについてはここに費用として出たはいいないと思うんですけども、それとも何かの中に入っているのでしょうか。

A. そちらにつきましては、社会福祉協議会のほうの運営費という形での費用という形ですね、はい。

Q. 同じく32ページです。上の2の民生委員活動事業についてお伺いたします。

事業内容のところの3番の(6)のところにあるんですが、ペアサポーター活動費用弁償、エリアサポーター活動費用弁償とあります。説明によると、民生委員さんとか民生児童委員さんのサポートをされる役割を担うということなんですけれども、ペアサポーターさんが4地区で10人ずつで市内に40人、エリアサポーターが各地区1人で4人ということなんですけれども、それぞれの役割についてもうちょっと細かく説明願います。

A. ペアサポートにつきましては、民生委員さん1人の活動に対して民生委員さんの不安や活動の負担軽減、あるいは民生委員さんの情報提供、あと高齢者の見守り活動や啓発活動に対して、民生委員さんに対して協力をするというような形になります。

エリアサポートにつきましては、地区民生委員協議会という4地区で協議会をつくっておりますので、その中で民生委員さんの協議会の運営や活動の補助をするような制度になってございます。

Q. そうしますと、今大体分かったんですけれども、民生委員さんは例年どおり110名ぐらいを見込んでいますよね。ペアサポーターのほうが40人ですから、大体民生委員さん3人につきお1人ぐらいのペアサポーターがつくぐらいのことなんですけれども、先ほど民生委員さんのいろんな悩み事の相談というのかな分からないですけれども、負担軽減につながるどころの相談受けたりとかということがあるんですけれども、これ資格なんかは例えば専門的なそんな見地を持っている人が望ましいのかとか、そういうような要求というのはあるんですか。

A. 資格についてはございませんが、やはり民生委員さんの経験者であったりとか、地区を熟知しているような方というような形になると思います。

Q. それに絡んでなんですけれども、選出の方法はどういうふうに出すつもりですか。

A. 選出につきましては、やはり現状の民生委員さんに精通しているとか協力的にできる方というような形になりますので、やはり民生委員さんのほうでこういう方と一緒にやりたいよというような形で選出するような形になります。

Q. 昨今、民生委員さん自体の成り手がなかなかないというのが非常に社会問題になっているわけなんですけれども、その中でエリアサポーターであるとか、ペアサポーターであるとか、その辺の方も今いる民生委員さんの推薦でというふうな形になるんで

すけれども、なかなか難しさというのはどうしても付きまってくるもので、そこら辺を福祉行政としてどういうふうに後押しをするというふうに考えていますか。

A. やはり今委員さんが言ったとおり、民生委員さんの成り手がなかなかいないという現状があります。ですので、やはり地域で支えるというようなところが必要になりますので、やはり民生委員さんの必要性であったりとか、あと地域の見守りをみんなで協力してやっていくというような体制づくりをやはり地域に声かけしていくということが大切かなと思います。

Q. 附属説明資料の34ページのその他事務事業の事業内容の(2)に平和を考えるシンポジウム開催委託料として109万2,000円が計上されていますけれども、これはどういった内容で、どういう趣旨で、また、開催方法はどのようにするのかちょっと説明をしていただけますか。

A. こちらにつきましては、平和を考えるシンポジウムということで、やはり平和についてのシンポジウムを計画しています。内容については、これから詰める予定なんですけど、社会福祉協議会のほうに委託をして、予定としては8月に開催するというような運びでいます。

Q. 開催の趣旨としては、今のこのウクライナの問題とか、そういう時代に合った内容とか時代背景を踏まえてこういうものを開催するという趣旨ですか。

A. そういう形で考えています。

Q. 37ページ、通信費の療養管理の在宅福祉費についてお伺いたします。

67万4,000円と書いてあるんですけども、私の近隣に、これは筋ジストロフィーとかそういう方ですか。それとも私が把握して……

[「マイクが入っていない」と言う人あり]

Q. すみませんでした。

筋ジストロフィーの方ということですので、近所に一人二十歳になる子が人工呼吸器をつけながら流動食で、そしてちょっともう仕事も二十歳になってやっていますし、保護を受けながらやっております。家族もみんなで協力し合って、でも、夜も眠れなくて大変だとは思いますがもやっている人が一人います。そして、もう一人中伊豆のほうにもいるんですけども、本当に補助がついてくれてみんな喜んでいるし、家族もそのときだけほっとできるというんで、とてもいいことなんですけれども、それが

何人くらい、67万円くらいで足りるのかなというのを、ほかのところからも補助が出るのかなというのがちょっと心配になりますが、いかがでしょうか。

A. 今、難病患者のこの予算のところなんですけど、現在、2名の方から相談は受けています。今年度につきましては、相談は受けたんですが、実際このサービス自体は今現在使ってございません。ただ、年度当初にうちのほうでこのサービスを使いますかというような形で意向確認を取らせていただいて、サービスを使いたいということをやっていますので、状態としては訪問看護を利用しなくても家族の方が支援をしているというような形になるかと思えます。

それと、先ほど就労のところをお話がありましたけれども、就労につきましてはこの37ページの4の地域生活支援事業の(8)重度障害者等就労支援特別事業、そちらのほうでサービスを利用しながら就労に向けた事業を実施してございます。

Q. 分かりました。こちらのほうだということ、すみません。じゃ、これを利用してやっていると、近所の方はそういうことですね。なかなか家族の負担も大きくて、すごい頑張っているなという感じがするので、使えるこういうことは絶対必要だと思いますので、そして、本当に助かっているような気がします。ですので、ぜひまたよろしくお願いいたします。

Q. 36ページ、障害者総合支援事業8億7,284万円についてなんですけれども、せんだつての本会議の中でも今年度の補正予算が通りまして、いわゆる通所サービスを含め、デイサービスやグループホーム利用される方が増えたということなんですけれども、来年度予算についても令和4年度に比べると約1億円の増ということで、かなりの増額なんですけれども、これはこの数字はせんだつての今年度の補正予算も含めた利用者を基に算定した数字なのか、いやさらにもっと増えるであろうという想定の下に組んだ予算なのか教えてください。

A. そうですね、これ当初予算は例年10月に作成をします。そのときには4月から9月までの実績を見ながら予算を策定させていただいています。それと、今年度補正もしましたけれども、伸び率というかこのサービスが増えるだろうという想定の下に今回の予算については計上させていただいています。

特に、補正予算のところの説明もしましたけれども、グループホームの入居者であったりとか、あと就労継続支援A型・B型の利用者、あるいは子供でいますと放課後等デイサービスですね、子供が学校を終わってから夕方まで使うサービスになります。

すけれども、その利用者さんが増えたということも前提の下に予算を計上させていただいています。

Q. そうすると、ある程度の増加分も見込んだ予算ということで、余裕度は持っているということですか。

この4月にも何か聞いた話ですけれども、伊豆の国市にまたグループホーム開設するというお話も聞いていますので、利用される方はまた増えるんじゃないかなと思っていますので、また注視していきたいと思います。

Q. 附属説明資料の48ページで、生活保護運営事業の中に委託料で生活保護システム標準化移行支援業務委託と、その下にも医療扶助オンライン資格確認事業とかありますけれども、一応説明は受けたと思ったんですけれども、これは今まで生活保護を支給者に対するいろいろな手続を手作業で行っていたものを、ある程度機械的にデータを利用して導いていくというか、そういったシステムになるのでしょうか。

A. 国が今全国統一の標準化のシステムを進めています。それに伴いまして、各自治体でシステムを入れていましたけれども、それに標準化に合わせるような形のシステムへの移行であったりとか、あと、医療扶助のオンラインということで、病院にかかったときのデータですよ、データ移行に関しての資格の確認ができるとかそういうようなシステムの委託になります。

Q. 今までも一定の基準に従って受給額であるとか決まっていたと思うんですけれども、それと変わってくるようなところがあるんですか。

A. 今までもやり方自体はそう変わりはありませんが、国が示す標準化というのがありますので、それに合うような形で今後は進めていく、今あるシステムと国にあるシステム等を比較する今段階ですけれども、それに合わせた形で今後進めていくという形になります。

Q. すみません、ちょっとまだ理解不足なんですけれども、要するにシステムが標準化される。

A. システムが標準化されるという、全国一律の標準システムに移行するという形になります。

Q. 確認なんですけれども、生活保護受給者のいろんな状態の把握であるとかそういうものは変わらないということですか。

A. そちら辺については変わりはありません。

Q. 説明資料は48ページです。下の扶助費の生活保護扶助費について伺いたいと思います。

昨年の予算説明資料とちょっと見比べをしているんですけれども、医療扶助・介護扶助については増加を見込んでいるということで、せんだっての説明会の中でもお話をされましたけれども、住宅扶助であったりとか、上の生活扶助であったりとか、その辺は変わらずとか多少は減っているような感じなんですけれども、これは自然減によるものなのかどうなのかということをお教えください。

A. やはり生活扶助であったりとか、住宅扶助であったりとかにつきましては、多少の年の保護者によって多少金額的な差は出ます。ですけれども、来年度予算につきましても165世帯を見込んでいますので、こちらについてその算定をさせていただいてございます。

Q. そういうふう聞いたのは、実は新規申請というのが令和4年度は15世帯だったんですけれども、令和5年度は8世帯ということで、約半数ぐらいの新規申請を見込んでいるということだったんですけれども、この見方で後ろに単身75歳以上と書いてあるもので、人口の自然減に関わるものなのかなと思ったんですけれども、もう一度そういう点でどうでしょうか。

A. 生活扶助につきましては、新規8世帯というような見方になります。現状なんですが、生活保護の受給者、今受給を受けている方がかなり高齢の方がかなり多いということと、新規で入ってくる方とほぼ毎年同等程度ぐらいの人数、亡くなった方と新規でいる方がほぼ同等ぐらいの推移で今動いているような状況です。

Q. 一応確認のために聞いておきます。

ここで聞くしかないからここで聞くんですけれども、37ページの地域生活支援事業の中に、手話奉仕員養成講座が入っています。手話言語条例もできて、議員も対象に手話講座やってもらったりしているんですけれども、これ前にも一度話題にさせてもらったんですけれども、デフリンピック等々も控えている中で、聴覚障害のある方のコミュニケーションの方法としては手話以外にもあるというふうに聞いていて、実際に聾学校とかお子さんとかは、キュードスピーチというのをよく使っていると。簡単なもので、あいうえおとか、たちつてととかというのであるというの聞いていて、そういうのもあるよというようなことをちょっと啓発するようこともしてあげてもいい

のかななんていうふうに思っていたんですけども、まだそこまで市のほうでやるというふうなことは、取りあえず5年度は考えていなかったのか、この中で一緒にちょっとやるかもしれないのか、その辺をちょっと教えてください。

A. そこまではちょっと考えていなかったです。ただ、手話以外にも口でとか、あるいは手で、手ですよ、そちら等もありますので、それらについてはこういう方法があるよというような啓発はできるかと思います。

Q. 説明附属資料の35ページ、敬老会事業なんですけれども、説明によると敬老会参加者以外に令和5年度からお祝いの品も対象になったということなんですけれども、まず、予算についてはどのような計算でやったのか伺います。

A. 敬老会のこの資料を御覧いただきたいんですが、2番目のところに敬老会事業補助金という形で7,871人掛ける利用率掛ける1,500円とその下の段があります。これ75歳以上が7,871人に対して、利用率を掛けて1,500円と、あと、今年アンケートをさせていただいております。敬老会をもうやりますよということとか、あと敬老会をやらない意向だとか、あと敬老会やってあと記念品だけを配布するとか、そういったアンケートの結果に基づいて、こちらの計算をさせていただいて、できる限り元の金額から、ちょっと増えているんですけども、増やさないということを念頭に置きながら、それでちょっと1,500円とか800円という形で制度設計させていただいております。

Q. この問題ってなかなかいつも難しく、区長会等でもいろいろ質疑があると思うんですけども、当初市長は1年に一度ぐらい着飾ってみんなの前に出て元気になってほしいようなことで、参加しない人には駄目ですよみたいな形がずっと続いていたんですけども、地区によっては独自にタオルを配ったりとなっていて、それにコロナが加わってなかなか開催ができないということで、お祝いの品だけを配るといふようなところも出てきたと。

この制度ちょっと考えて私ながらに考えるんですけども、来ていただく方は来ていただくんですけども、来れない方についてはお祝いの品を出すということも可能になるわけですね。そうすると、ほとんどの地区がそうなっちゃうんじゃないかなというのが懸念があるんですよ。そこについて教えてください。

A. アンケートの結果ですけども、敬老会を開催するのかというところで、開催するところが57、開催する場合参加ができない人の祝い品を配布するというのが54地区、開催しない場合祝い品を配布するという地区が29地区ということでありましたの

で、令和3年は10地区だったんですけれども、今年20地区ということで、開催数も少しずつですけれども増えているところもありますので、ちょっとそこに期待しながら、できる限り外出支援という考え方も当然ありますので、そこもやっぱり考えを入れた上で制度設計、今後も検討していきたいと思います。

Q. ちょっとすみません、私の理解不足なのかもしれないんですけれども、例えば50人ぐらいの75歳以上の方がいる地区として、参加しますかっていったら20人が参加すると、あと30人は参加しない場合には、その30人にはお祝いの品だけ、20人には開催して御飯を食べてもらうということが可能なんですよ。

A. それを可能にした計算ということで、算出させていただいております。

Q. そうすると、全部の地区が来た人には1,500円のお弁当とか出してちょっと遊んでもらって、来ない方には800円後で配りに行くというと、ほぼ100%使っちゃうんじゃないかなという懸念があるんですよ。そこについて聞いています。

A. 確かに活用してもらえとは思っているので、ちょっとそこは初めてのちょっと試みなものですから、実際に様子をちょっと見たいというのが正直なところです。

Q. 35ページです、説明資料。事業名上から2つ目の3の在宅福祉事業について伺います。

事業内容のうち1番の在宅高齢者タクシー等利用助成金と、あと3番の緊急通報システムについてなんですけれども、令和4年度並みの予算計上になっています。それで、よく見ると高齢者タクシーの利用助成金については、いろいろ係数の数式がありますけれども、利用率が0.67ということで、令和4年度と全く同じ利用率を見込んでいるんですけれども、下の緊急通報システムについても今年度が30人で、来年度は27人を見込んでいるということで、いわゆる利用促進するような感じがあまり見えないんですけれども、令和5年度についてのこの事業の考え方というのを伺いたいと思います。

A. 利用率はおっしゃるように上げていかなければいけない部分も当然あると考えております。

それと、金額等もちょっとどうなのか、少ないんじゃないかとかという意見もあつたりしますが、今地域で福祉輸送とかそういったこともやっている中で、あと、利用促進については広報等もやっていかなきゃいけませんし、通知でプッシュ型で通知もしておるので、積極的にそこはやっていかなければならないところかなと思って

おりますけれども、地域の福祉的な輸送とかそういった応援も併せてやっていきたいなと思っております。

緊急通報システムについても、基本同じような数字ですけれども、増やしてそういう対象をどんどん広げていくというんじゃなくて、本当は健康になるとか、地域の見守りなんかを充実させていくということも必要なのかなというふうに考えております。

Q. いわゆる高齢者や障害者の足を確保するという、そのための事業なんですけれども、所管は違いますけれども、総合政策部なんかでもやっていたデマンドタクシーであるとか、それをやってみたときに、やっぱりどうしてもタクシーを使うのはすごく敷居が高いというような意識もたしかあったと思うんですね。

だから、この事業についても、そういった垣根がないかどうかということ、タクシーの配車の方法についても何かもっといい方法があるんじゃないかとかいろいろあると思うので、その辺も含めてぜひ、いろんな手段があっていいと思うんです、その地域の中で自分たちで支え合いながらやる方法もあるし、こうやって行政がしっかりと事業化して支えてあげるといった方法も複数やっぱりあっていいと思うんで、そのためには必要な事業だと思いますから、その辺をぜひ来年度も引き続き検討していただく、そのおつもりがあるのか伺って終わります。

A. 委員がおっしゃるとおり、高齢者の足を確保するというのは一つの手段で答えが出ることではないものですから、あらゆる手段とかいろんなことを考えてやっていきたいと思います。ありがとうございます。

Q. 先ほどの委員のちょっと質問の中もう一回確認したいんですけれども、この7,871人の老人の対象者の中で、うちの部落のことちょっと言いたいんですけれども、コロナ禍の前では老人が集まって弁当頼んでビンゴゲームやったりって楽しんでやったんですけれども、コロナ禍に入ったときにもうそういう集まりはよそうということで弁当だけにしたんですよね。弁当だけにしたんですよ。それで配って、75歳以上のうちに全員に配ったんですよね。

そのときに、今のだとかこの1,500円というのは集まって何かをしないとくれないということですか。そして、今までずっと来ていたんですけども、もう足が悪くなって来れなくなった、来たいんですけども来れない人には同じような弁当差し上げていた、同じ値段のものを。そのときに、今のこの伊豆市のこの体系だと800円なんです。ちょっと不公平が僕は思うんですけれども、そこら辺どう考えますか。

A. 詳細はまた考えていく必要はあると思っていますんですけども、基本的にやっぱり外出支援と、人と人が顔を合わすというのが一番大事だと思っているので、そのインセンティブとかそういうところについては1,500円で、渡すだけなんですけれども、やっぱり高齢者への敬意を払うというようなところであるので、そこは一旦どこかで線引きしながら委員おっしゃるようなことを確認してやっていきたいと思います。

Q. うちの地区でもサロンを活発にやってきて、こういう敬老会には来ないんですけども、サロンがあるときには連れに行つて車へ乗せてきて輪の中に入って楽しんでいくというのが今現実あるんですよね。だけれども、老人会のこの会合にはもういいよわざわざ大変だから、で弁当だけ。そこら辺がちょっと矛盾があるなど。もうちょっと考えたらもう同等にしてもいいのかな、同等の予算をくれてもいいのかなと僕は思うんですけども。

僕もう一つ聞いたかったのは、これ敬老会事業やったところが対象ですよ。やらない事業というところは全くの補助がないわけでしょう。そこちょっと確認させて。それないですよ。

A. 敬老会として、先ほどもお話ししたように、外出支援で、あとコミュニティとか人と顔を合わせるという社会参加の場というのが、非常に介護予防なんかにも寄与すると言われておりますので、そういったところ、人と人が会うというところはちょっと大事にしていきたいと思っています。御意見としてもありがとうございます。

Q. これちょっとくどいんですけども、うち地区ばかり言って悪いんですけども、敬老会の役員というのがあるんですね、区長とか。全員が役員が敬老会の委員なんですよね、75歳以上だから。敬老会だけやっているんですよ。そうすると、これがもうもたなくなるという場合も出てくるんですよ、これから。そういう地区が多くなるんじゃないかなと思うんですよ。

もう一回もうちょっと広く考えていただいたらいいのかなというのが要望なんですけれども。あくまで要望になるのかな、これ予算をつけていただきたいなというのが僕の考えなんですけれども。

A. 今言った御意見を鑑みながら進めていきたいと思っていますので、ありがとうございます。

Q. 資料は40ページです。上から2つ目の老人憩の家管理事業についてお伺いいたします。

毎年というか聞いていますけれども、2年ほど前から入浴施設は休止の状態であるということは共通の認識だと思えますけれども、条例の一部改正というのはやっぱりやっていただかないと整合性が取れないですよ。今の既存の条例には入浴施設も当然載っているわけで、その利用によって健康増進ということも目的としているわけですから、その機能が今は条例では分かれているけれども、休止という言葉で利用できない状況になっているわけですね、市民が。

そうすると、市民への説明はある程度していただいたということですから、しっかりとそこのところは条例改正なりしていただく手はずを整えないといけないと思うんですけれども、令和5年度についてはどのように取り組むのか伺います。

A. 委員がおっしゃるとおりかなと思っております、今利用者、温泉はないんですけれども、部屋を使う団体の方はいらっしゃいますので、その方のほうにちょっとアンケートというか、今後の利用の考え方だとか、そういったものをちょっと聞いてみて、条例は健康長寿課だけじゃなくて全体でちょっと検討できればなというふうに思います。

Q. 来年度、令和5年度に条例の一部改正の議案を議会に提出できるように準備はしっかり進めたほうがいいと思うんで、もちろん住民のコンセンサスも取りながら後腐れのないようにしっかりとやっていただきたいなと思います。いかがですか。

A. 前向きに検討したいと思います。

Q. 同じく老人憩の家のところですけども、今年度エアコンの設置ということで二百数十万円だかの予算を計上したと思うんですけども、自分が知っている限りではエアコンは設置していないと思うんですけども、どうなんでしょう。

A. エアコンについては、部品が調達できないということで、実際今年度設置をしておりません。

Q. ならば、部品が入らないということならば分かります。だけれども、ならば5年度になぜ設置の入れていないんですか。

A. これについては、前回というか去年の議会の中でもいろんな意見をいただいた中で、ちょっと見直しをさせていただいたという形です。

Q. 自分の中では議論をしたという記憶があまりないんですけども、自分の中ではもうエアコンは設置するものだと思って、入浴が終わったんだからせめてエアコンぐらいということは妥協の余地だなということで自分は納得したんですけども、何エアコン

を設置しないなんて、あなたたち、どういう議論をしたのかな。なぜ設置を入れないのかな。とてもじゃないけれども、理解できないんだけども。

A. 実際予算は計上しておりません。そうですね、今年度の予算については執行できないということであったんですけども、来年度に繰越しとか方法はあったとは思いますが、やっぱり利用されている団体だとかそういったものがちょっと限定されていたとか、そういったこともございましたので、一回見直しをさせていただいた次第です。

Q. 予算だけでも、予算は計上していない、何でかって言ったら見直しだって言ったんだけども、この見直しに対して僕はとてもじゃないけれども理解できないんだよ。私に対しても皆さんに対しても説得するだけの言葉がほしいんですけども、いかがですか。

A. 委員のおっしゃることはもっともだと思います。憩の家の在り方を今後検討していく中でやはり熊坂の公民館もございます。ですので、そっちを活用するような方法も併せて検討をしていきたいというところから令和5年度については予算のほうの計上はいたしませんでした。そのような状況です。

Q. とてもじゃないけれども納得できないんだけども。ならば令和6年度は予算計上は入れる予定はあるのかないのか、ちょっとずれるけれども。

○委員長 5年度で止めておきましょうか、まだ。一般質問等でやったらいかがでしょうか。これ続けるとずっとこうなっちゃうみたいに私は思いましたもので、すみません、職権でまた中断させてください、また戻りますから。

Q. 40ページの中伊豆交流センター管理事業、本会議の質疑でもやらしていただいたんですけども、もう少しというか1点だけ確認させてください。

施設の解体工事が行われて、本館と旧保健センターということでかなりの更地ができるんですけども、その更地は建設工事の中には計上されていないんですけども、どのように活用されるのか。また、その管理はどこが行っていくのか、健康福祉部では建物等どこまでが所管になっているのか、そこを確認させてください。

A. 中伊豆交流センターですけども、工事の概要については説明したとおりでございます。今ある建物のところを解体しますので、スペースが当然できるかなというふうに思っております。

まず、管理とすると、今考えているところでは健康長寿課というか、グラウンドと

教育委員会の施設のところまでは健康福祉部かなというふうに考えております。ああいったところについては、空くものですから駐車場とかそういったことで使っていきたいと思っております。使い勝手については使っていく中で一番いい方法を考えたいと思います。

Q. 駐車場というお話がありましたけれども、熊坂の老人憩の家が温泉が廃止になって、中伊豆の交流センターにかなり市民が移動して利用しているというお話も伺っています。

そんな中で、利用者が今後また施設が新しくなると増えるようなことも考えられるわけなんですけれども、この建設工事の中で休憩スペースとかいろいろ、もう設計はされているかと思うんですけれども、温泉施設そのものが限度があるもので、利用者の数にも限度があると思うんですけれども、その辺の増加というのはこの計画の中に見込まれているのでしょうか、利用客の増加というのは。

A. 先日の部長からの回答もあったとおり、今2万人ぐらゐの利用客となっておりますが、コロナの発生前にはまだもう少し多かったですから、コロナ前ぐらゐの利用客を見込んで考えているところです。

Q. 40ページです。中伊豆交流センター、それから老人憩の家、城山活動支援センター、これら共通しましてガス漏れ警報器の借上料というのがあるんですが、この借料が中伊豆交流センターとそれから城山活動センターは3,000円、老人憩の家に関しましては1万4,000円の借上料になっています。これはどういうふうに設置してある個数というのか、何かそれで違うのか。3,000円と1万4,000円、ちょっとこれが気になるんですけれども、いかがでしょうか。

136ページと138ページです。13の16です。

A. ちょっとすぐに確認が取れないものですから、ちょっと確認させてもらってもよろしいでしょうか。

Q. もう一つ聞き忘れていました。

40ページの中伊豆交流センターですけれども、解体工事とか建設工事が行われる期間の営業というのか、そういう計画を教えてください。

A. 附属資料の最初の主要事業のほうにナンバー19というのがあります。中伊豆交流センター再整備事業ということで、下に令和5年度のスケジュールということで今の予

定でございますけれども、8月から11月まで休館してその間に……

[発言する人あり]

A. ナンバー19番目ですね、ごめんなさい。主要事業、前のほうのページなんですけれども、右上にナンバー19というのが主要事業で。

よろしいでしょうか。

そこに、その下のスケジュールのところは8月から11月4か月ですけれども休館して解体から設置の工事までやる予定で考えております。

Q. 附属説明資料は50ページ、一番上の救急医療対策事業について伺います。

事業内容の3、病院群輪番制病院設備整備費補助金ということで1,737万円計上されています。説明によると、内容は伊豆赤十字病院のF P Dシステムとかというのを導入するための補助金ということなんですけれども、どういったものなのかということをおっしゃって詳しく教えてもらいたいのと、この設備が導入されることによってどんな医療サービスが期待されるのか伺いたいと思います。

A. こちらF P Dシステムでございますけれども、X線のレントゲンのデジタル化できるような機械だというふうには聞いております。これによって救急のときにどこが負傷しているとかそういったものが詳細に分かるというようなことで、そういったメリットがあるというふうには聞いております。

Q. 今使っている設備よりもより格段に便利になって、メリットとしては救急の際の発見が容易にできて後の対処が早くできるという、そういうメリットですね。そういうことでよろしいですね。

A. はい、そのとおりでございます。

Q. 附属説明資料の50ページの4番の中伊豆保健福祉センター管理事業ですけれども、管理形態が少し変わるようなふうに見受けられるんですけれども、事業の内容で3番に設備清掃管理業務委託が令和5年10月1日からJ Mということで、そして、4番の管理運營業務委託と別立てでなっているんですけれども、今まで社会福祉協議会が管理をしていたと思っておりますけれども、今後どういう形態で中伊豆保健福祉センターの管理が行われていくのか、J Mの委託の中で社会福祉協議会がまたそれを受けるのか、どういった形態で行われていくのか少し分かりにくいもので、説明をお願いします。

A. この施設ですけれども、委員おっしゃるとおりで社会福祉協議会で管理をしていた
だいております。

JMは、管理のほうは資産経営課のほうでまとめてというんですかね、そういった
形で清掃の分は、社協は今までどおりの社協の業務ですけれども、清掃だけ移せば
ということですね。

あと、管理運営業務委託についてなんですけれども、これが社協でございまして、
受付だとか備品の管理、そういった人件費だとか、あと火災報知器なんかの取替えだ
とか、そういったものが含まれてございます。

Q. そうすると、受付業務であるとかそういったセンターの管理全般は社協にやってい
ただいて、設備清掃とか、点検とか、そういうものを包括管理というか、そちらでや
るということですか。そうすると、全体としての管理というのは分割されるわけです
か。

A. 管理としては分割されるというふうに考えております。

Q. 今まで、今年度までは清掃業務とか設備点検とかそういうものはどういう形態で行
われてきたんですか。

A. 清掃業務ちょっと分けていたか確認させてください。

A. 先ほどの回答をしたいと思います。

まず、ガス漏れ警報器の借上料でございましてけれども、ついでに箇所が憩の家が
2か所、城山交流センターがそれぞれ1か所でちょっと単価が違うんじゃないかと。
業者も違うものですから、ちょっと単価が違っていたという答えになります。

その答えは以上です。

それと、ただいま質問いただいた中伊豆保健センターの清掃業務管理委託ですけれ
ども、これについては、今行っている清掃業者は変わらなくて、契約先が変わるとい
う形です。

それと、1つちゃんと説明しておかなきゃいけないなと思っているのが、250万円の
計上をしておりますけれども、この金額も予算書には計上されておりますけれども、
資産経営課と両方なものですから、大きくそんなには変わっていないというような形
になっております。

Q. 今までも設備清掃と受付業務は別の団体で行われていたということですよ。管理
全般を担っていた社会福祉協議会から、施設整備の例えばトイレの清掃もほかの業者

が別で受けていたということですよ。

A. 清掃は別で受けていた形になります。

Q. 確認したいんですけども、総合的な管理を受け持っていた社会福祉協議会から、その中にあるトイレとかそういうものの清掃に関して、全く自分たちの管理の範囲外で清掃は別に行われていたということで、特に問題というのは今までありませんでしたでしょうか。

A. 特に問題等は聞いておりません。

Q. 分かりました。

では、そうすると、受付業務とかそういうものは今までと同じで、設備とか清掃が資産経営課で、JMが統括して今までと同じ業者がそれに当たるという、そういう形態に変わるだけで、利用者にとっては全く影響はないという、そういうことでよろしいですか。

A. 利用者には特に影響がないと考えております。

Q. 先ほどガス漏れ警報器のことを調べていただきまして、これは設置してある個数が違うということだったんですけども、中伊豆交流センターとそれから城山活動支援センターですね、ここは3,000円、そして老人憩の家が1万4,000円ですね。設置してある個数が違うということですけども、多分この3,000円というのは1つだと思うんです。1万4,000円というのは何個設置して、会社が違うということだったんですけども、そんなに差があるんでしょうか。何個分ですか、これ。

A. 憩の家2つ分ですので、確かに単価が倍ぐらい違うということではあります。

Q. 倍以上だから、これは何個つけてあるのかなと思ったんですけども、そんなに違いがあるんですね。ちょっとおかしいなと思いまして伺ってみました。

A. 確かに単価が違うものですから、ちょっと見直しができるものであれば、そういったことを確認したいと思います。

Q. そんなに高額なものではないんですけども、これはちょっと違い過ぎるんじゃないかなということを感じました。1つが2つ以上の単価だと思いますので、伺ってみました。

Q. 説明資料の52ページですけども、伊豆っ子未来応援金と新規事業ですけども、その中で、主要事業の概要説明資料の中に細かく載っているんですけども、令和5

年度は平成29年度生まれまでの約150人に第1子が5万円、第2子が15万円、第3子以降が20万円という金額を小学校入学時に支給するというようなことで細かいことが載っていますけれども、この第1子を5万円としたことと、第2子を15万円とした、第3子を20万円とした、この根拠を伺います。

A. この支援事業につきましては、当初、出生数が76でほぼ確実にあったところで支援事業として何をしようかというところから始まりまして、県外の市町でも第1子、第2子、第3子でやっている市町がありましたので、そこを参考にうちもやっというところから考えました。

そこで、ほかのところは第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が15万円と、5万円ずつ上がっていくような感じだったんですが、それでは魅力がないということで、うちは第2子に焦点を当てようということで、金額は第1子が同じで5万円、第2子についてはちょっと多めにしようという考えで金額を設定させていただきました。

Q. 実は21日の朝日新聞にも載っているんですけども、これまで市はこういったことに消極的だったと。出生人員が七十何人という、76人ですか、になった途端にこういったことを考えた、後手後手の要するにあれですよ。そして、記者会見で「体力勝負は自重してきたけれども、参戦でざるを得ない」というようなことで、そういう表現をしていますよね。市長の記者会見の話では、「支援は未来の投資であって、コストではない」ということを言っています。

そうしますと、この事業は、令和5年度の新規事業ですけども、単年度事業ではないわけですね。継続事業になっていくという考えを持ってよろしいですか。これは、1回こういうことをしてしまうと、これをやめるということは非常に難しいんですよ。難しい事業です。やめるとなると、市は市民を裏切ったということになるんですよ。そういうことが発生しないための継続事業と考えてもよろしいですか。

A. 委員御指摘のとおり、76人になったからいっぱい支援事業を考え始めたというのは、こちらとしてもちょっと対応が悪かったと思っています。

今回、この新規事業として伊豆っ子未来応援金につきましては、もちろん継続事業としてやっていきたいと考えていますし、これからも財政サイドに折衝していこうと思っています。

Q. 人がいなければ自治体は成り立たないんですよ。かなり前、昔、伊豆市では人口減少危機宣言というのを出してきました。しかしながら、何の手だてもしてこなかった。遅過ぎるんですよ。

ですから、今後は、未来に向けてこういったことの拡充をどんどん進めるべきだと思うんですね。ただ、六千何百万円を子育てのために、人口減少対策のためにやっただけと言うけれども、6,000万円ぐらいじゃ足りないんですよ。今後、財政が逼迫してきますけれども、こういった人口減少を食い止めるための予算というのは必須なんですよ。そこのところを子育て支援課のほうでも、よく肝に銘じて予算要求をしていただきたい。よろしくお願いします。

A. 子育て支援策につきましては、これからこども家庭庁ができていろいろな支援策が出てくると思うんですが、それだけでは全国どこの市町もやると思いますので、伊豆市は、伊豆市独自の魅力ある支援策を毎年考えていきたいと思っております。

Q. 52ページの母子保健事業の中の事業内容の中で、10番の出産準備金1,100万円を盛り込んであるんですよ。これは今まで4万円のを10万円にして、出生人口を110人と見込んでいるんですけども、今年で76人というのが今、答弁の中にもあって、新聞に記事も載っかって分かっているんですけども、10万円はいいんですよ、すごい子育てに対する……。だけれども、その110人という根拠、76人が生まれるのに何でこんな110人を見込んでいるのかという、その理由がちょっと僕には分からないので、この辺をお聞きしたい。

A. このことにつきましては、先日の議案質疑において、部長より出生数とこの人数は違うとお答えしたと思います。この事業につきましては、妊娠22週以降から出産後2週間以内に申請できるものになっております。例えば令和5年度の3月に妊娠されて、6年度に出産という方がいたとします。この申請は5年度でもできますので、5年度に申請しますよね。そうすると、この人は6年度に出産ということになるので、そこでまた違くなるんですね、件数が。それとあと、市外から転入してくる方もいらっしゃいますので、そういう方とかも含めてちょっと多く、うちとしては期待も込めて多く見積もらせていただきました。

Q. 妊娠・出産準備金ですから、要するに年をまたいでも、その前の年に妊娠していれば対象になって、それで110人を見込んでいるということ。僕が今、思っているのは、ほかの支援事業でも、少子化対策支援事業でも出産祝い品が5,000円掛ける145人なんていう数字が出ているんですよ。これはこの課じゃないです、ほかの市民課でも。そうすると、今、この伊豆市の中で76人という数字がもう基本にあるわけですよ。それを110人とかじゃなくて、これは110人で分かりましたけれども、145人だとか、それか

らもう一つは婚姻お祝い品が8人掛ける12、96人を予定してお祝い品を出している。そして、出生お祝い品は12人掛ける12か月、12人掛ける12か月ということは144人……、ちょっと計算が分からないですが、そこを見込んでいるわけですね。そうすると、伊豆市のこの出生の見込みというのがばらばらで統一されていないような気がしてならないんです。この予算を見ていると、いろいろな予算もそうなんですけれども、統一されていない。

例えば伊豆市の出生数は76人だ、来年度予算の出生数は110人なら110人、90人なら90人を統一されて計算されたほうがいいんじゃないか。この前も戦略部長、総合政策部長は、プラス10人を見込んでいると。そうすると86人でしょう、そういう答弁があった中で、このところは110人はいいとしても、145人を見込んでいるというのはおかしい話だ。もうちょっと統一した出生数、正確な見込みを出してほしいなと思う。あまりにもいい加減過ぎるんじゃないのかな、この予算はと僕は思うんですけれども、そこら辺どのように考えるのか。

○委員長 健康福祉部に限っては統一しているということなのか、よその部のことは結構ですので。あるいは、そういったよその部との打合せの上でこの数字が出てきたのか、何かそんな答えを出していただけたら。

Q. そうそう、だから、部長会議か何かでそういう統一された意見がないのかどうか。

A. やはり数字がまちまちというのは適当でないと思います。実際には全庁的に統一はしていないような状況でございます。

なので、今後は、そういったところはしっかりと各部調整をしたいと考えております。

以上です。

Q. 今ずっと予算書を見ていた中で、いろいろそういった面で各課によって矛盾した数字が出てきているので、そこら辺が僕はあまりにも、言っちゃ悪いんですけれども、横の連絡がないなというのが、予算の中に。本当に1ページ1ページがフロッピーに入っていて、効果も去年と全く同じような効果がずっと書いてある、まず変わっていないですよ、ずっと過去形になってみたり未来形になってみたり。

だから、もうちょっと部長会議でもいいから、この予算について横の連絡をもうちょっとしっかりしてほしい。あくまでも要望になりますけれども。そうでないと、この予算書が全く信用できなくなっちゃうと思う。76人の実績があるのに145人なんていう数字を出してきたら、この予算は何なんだということになってくる。もうちょっと、

これは本当は市長に言いたいぐらいなんですけれども、しっかりしてほしいなと思って。予算書の診断書をもっと高めてもらいたいと思います。

Q. 今の委員からの課題になるんですけれども、先ほど子育て支援課長がおっしゃったのが、いわゆる令和4年度が出生数76人の見込みになった、僕は勝手に76ショックと言っているんですけれども。これは新聞報道でたしか年明けの1月ぐらいですよ、報道があったのは。そうすると、その76ショックを受けて子育て支援課も動き始めて、少子化緊急対策予算を急遽組んだというような感じが受け取れるんですけれども、年明けの1月頃というと、もう当初予算の編成は佳境に入っていて、副市長査定ぐらいになっていると思うんですけれども、そこで急遽、予算立案して、事業立案して予算案をねじ込んだという、そんなイメージなんですか。

A. この予算については、当初予算を10月頃から考えているところで、しっかりした事業化するということはまだ考えていなかったんですが、頭の中にはこういうことをやっていこうというのはありました。そこで、1月頃に全庁的に少子化対策をやっていこうという方針になりましたので、そこで恥ずかしいんですけれども真剣に考え始めたということでございます。

Q. 気づくのは遅かったのかもしれないんですけれども、手を取りあえず打ってみようというのは、それは大事なことだと思うので、それは評価するんですけれども、いわゆる予算の事業を含めての立案の過程ですよ。いろいろと豊富な子育て支援メニューを今回、少子化緊急対策で組んでいただいているんですけれども、この予算案に含まれている事業は、職員がみんな考えて、子育て支援課のスタッフ、健康福祉部のスタッフも含め、全庁的に含め、職員が考えて立案してやったのかどうか。というのは、その当事者の意見を吸い上げて、それが予算に反映されているかどうかということを知りたいんですよ。

1つは、子育て支援課の所管になるんですけれども、児童福祉費の中の、予算書の中に載っているんですが、子ども・子育て会議というのがありますね。例えばその子ども・子育て会議というのは、委員の方がどういった方かは分からないんですけれども、まさに子育てに対してどうしようかというのを審議の場だと思うんです。だから、例えばそういう協議の場で、少子化が進んで大変だから、こんなことをやったらいいよねとか、そんな話合いがあると思うし、あるいはママスタッフを含めていろいろな子育て支援団体がありますよね、今、2団体ぐらいなんですけれども。そうした方々

の声を吸い上げて、実際に事業立案できて予算案に反映されたとか、そういった事例がもしあれば教えていただきたいんですけども。

A. 今回のこの支援事業につきましては、私たち職員の立案によるものでございます。

子ども・子育て会議については、今回はこのことについては触れてはいませんでした。

Q. 時間的な制約があるので、それがけしからんとは私は言いません。令和5年度に児童福祉事業の中に子ども・子育て会議がありますね、予算化されています、委員さんの報酬で。その中で、じゃ、どういったテーマをその会議の中で議論をしようかというのを令和5年度については考えていますか。

A. まず、子ども・子育て支援計画というのがございます。5年に一遍のがありまして、それについて審議するのが主な内容でございます。

その中で、各委員から意見等を聞く場面がありますので、そこで貴重な意見をうちで考えて事業化していこうと考えております。

Q. その協議会の主な審議内容というのは、いわゆる子育て計画についてやるということだったんですけども、子育て計画の中身も変えていくような形になるかと思うんですね、これだけの緊急な状態ですから。

その中に、子育て支援課ですから、いわゆる出産から乳幼児、その辺までが所管なのか分からないんですけども、子供って何歳から何歳までですか。未成年ということであれば、ゼロ歳から18歳ですよ。その子ども・子育て支援会議の中に、いわゆる義務教育を含んだそういった当時者の方であるとか、そういった方は含まれていますか。

A. その委員の中には、保育所のOBさんとか、民生委員さんとか、あと今、子育てしている最中の委員の方も中におります。

Q. 提示された予算案の審議なので、余計にはならないようにちょっと申し上げますけれども、少子化緊急対策の6,000万円が多いか少ないかというのは、やってみないと分からない、これは市長とも共通の認識なんですけれども、もっともっと探せばメニューは出てくると思うんです。その中に、予算案に欠けているのが、いわゆる18歳の年齢までの要は総枠の支援メニューというのが、まだちょっと足りないと思うんです。実際のところ、結婚できないとか出産できないというのは将来的な不安を抱えているもので、その中に、健康福祉部だから違うんですけども、例えば教育関連支出なんというのは非常に重たいウエートを占めているので、そうしたところも含めて子育て支援課でやっている子育て支援会議というのが、今までよりももう少し中身がそうい

ったところまで踏み込めるような会議体にできるのか。いやそうじゃなくて、全庁的に少子化対策について連携して取り組んでいくんだということであれば、また違ったその意見の吸い上げ方というのができると思うんですけども、その辺について、これはちょっと聞くのは酷なんですけれども、課長の考えはどうなんでしょうか。

○委員長 予算上の議論で、その予算の回数でできるかというような質問にしてください。れば、ちょっと予算の審議の枠を越えているようには委員長は判断していますけれども。

Q. すみません。

A. 子ども・子育て会議につきましては、年4回の会議ですので、そこで委員さんから意見をいただくということもありますし、それだけでは駄目だと思いますので、子育て支援課だけでは考えられないことがあります。それは全庁的にもっとこれからやっていかなきゃいけないと思いますので、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

Q. 52ページの4番、出産・子育て応援交付金事業になります。その2の事業の内容で、出産・子育て応援ギフト1,110万円になっていると思います。こちらの総事業のところでも、出産したらお祝い金をもらえるということは分かっているんですけども、この大分出産してから長く日にちがたっているものですから、今どんなものを計画しているのかとか分かりますでしょうか。これは物じゃないんですか。出産すると、ごみ袋を頂いたり、そういうのがありますよね。ちょっと近所の子に今、何だろうねと聞かれたものですから、そういう意味でどんなものを出産ギフト……。

A. これは、国の施策で出産・子育て応援金というのがございまして、国のほうではギフトとして物を考えていたんですが、うちとしては現金を支給するということで、妊娠時に5万円、出産したときに5万円というのを2種類で合わせて10万円ということで、現金を支給する事業でございます。

Q. では、物は来ないんですか。

A. 物じゃないです。

Q. 昔はありましたよね。分かりました、すみません。

それで、このところにプレートを作るといふのがありますよね。市産材を活用した記念プレートというの、ここの課ではないですか。

A. これにつきましては、事業をするのはうちなんですけど、森林環境譲与税を使ったり

しますので農林水産課と、あと中学生に間伐してもらって、その間伐材を使ってプレートを作りますので学校教育課、3課による事業でございます。

Q. それは分かりました。勘違いしておりますして申し訳ないですけれども、実は今度、プレートがもらえるみたいだよと、足形とかそういうのを貼り付けてやるんだよという説明をしましたら、うちの近所3人くらいの子育て中のお母さんが、「プレートじゃなくて金がいい」と言ったんですけれども、お金もくれるというのが分かりましたので、分かりました、すみません、変な質問をして申し訳ないです。ありがとうございました。

Q. 附属資料の45ページの5です、熊坂こども園の事業内容のところですよ、2の。その③こども園の改修工事ということで、幼児のトイレが2か所、新しくしてくれるということで大変よかったと思っております。

それで、その次、避難経路の改修工事、この説明をお願いします。

A. これは、熊坂小学校区の地域づくり協議会さんとの連携になってしまうんですが、熊坂こども園の園児が災害時に避難するというので、熊坂公民館を使用させていただくという了解を得ています。

その際に、熊坂こども園から公民館に行くのにフェンスがあるんですね。そのフェンスの入り口をちょっとずらして設置して、すぐに公民館の階段に上れるような経路を作るんですね。園舎のほうにも、砂地だとちょっと雨が降ったときに危険なものですから、ちょっとコンクリートで舗装したりという工事をやります。

Q. 大体分かりましたけれども、それでは、裏のフェンスのところをどの程度移動するんですか。それでまた、熊坂公民館の2階が避難場所になって、園長さんが鍵を持っているんですよ。それで段差があるんですよ。園児だと公民館の2階に上るところは段差があるから、小さな子供には危険だからということで、その段差も解消するのかな、その辺もう少しお願いします。

A. 段差の解消はありません。

Q. 緊急の場合というのは本当に緊急なんだよね。それで、あそこはゼロ歳児もいる。それで段差がどの程度あるか知っていますか、結構あるんだよ。それをせっかく改修工事という形で予算を立ててやるんだから、あそこの段差も平面にしたらいかがですかということをお願いしたいですけれども、いかがでしょうか。

A. この件につきましては、主幹のほうから回答させていただきます。

A. 熊坂こども園の避難経路の改修工事の関係なんですけれども、課長のほうからも説明がありましたように、熊坂の地域づくり協議会との協働で事業を進めております。

その中で、工事箇所のすみ分けということでもちょっと地域づくり協議会と話をさせていただいております、公民館側に関しては協議会のほうでやってくださるということになっております。園舎側に関して市のほうで工事を行うというようなすみ分けになっておりまして、委員がおっしゃっている、すみません、こちら避難経路ですのでちゃんと把握をしなければいけなかったかもしれませんが、段差に関してちょっと認識がなかったものですから、改修工事のほうには含まれていない状況です。以上になります。

Q. 公民館側が地域づくり、そして園舎が子育て支援課ということになっているんですけども、せっかく合同でやるんだから、あの場所を確認した上で見たほうがいいんですよ。地域づくりとか市だとか分担じゃない、ミックスして良い状況で避難場所に、2階に行けるようにしたらいいと思います。今の答弁だとよくない。

Q. 今と同じところなんですけれども、実は前、熊坂こども園にお邪魔したときに園長さんが言っていたんですが、巻末資料の6ページを見るとよく分かるんですけども、ぞう組さんの下に総合遊具とあって、その右に出るということですよ。右から出て熊坂公民館に避難すると。それで、この総合遊具のところの園庭がさっき課長が答弁されましたけれども、ゲリラ豪雨なんかだと、すごく水があふれてきて園児が避難するのに大変だから、そこをコンクリートでやってくればいいなと言っていたんですけども、そういうふうな形でやられるということですか。

A. そのとおりです。砂地ですと水がたまって、主に豪雨のところを逃げるのを想定しておりますので、園児が水にぬれないようにコンクリートでかさ上げをしまして、避難経路を確保する予定です。

Q. 子育て支援が非常に大事な課題になってきているんですけども、今、経済的支援は当然必要なんですけれども、そのほかにも、やはり相談とか伴走支援というのが非常に大事だということを言われていて、国の今回の子育て応援交付金事業でも、経済的支援以外にも伴走型相談支援がセットで自治体に求められているんですけども、伊豆市の場合は、妊産婦のサポート事業とか様々なことが先進的に行われてきたというふうに確認しているんですけども、ちょっと予算は細かいんですけども、主要

事業の概要説明資料のナンバー3の中に、一番下に拡充ベビープログラムとして、第2子以降の子を持つ母対象に年間2クールを追加とあるんですけども、この第2子以降に力を入れるというこの理由というか、そういった状況というか、今の子育てに関する課題というか、そういうものはどのように把握しているんですか。

A. 全ての方ではないと思いますが、第1子を出産して、そこから経済的負担があるということで踏み出せないという声は聞いております。

そこで、そこから前に進んでいただきたいという思いがありまして、うちとしては今年度、支援策をいろいろ考えているところです。

Q. それは先ほど出ていた経済的支援だと思えるんですけども、家庭環境というか、核家族化で非常に孤独の中で子育てをしている母親が増えているというのが現実にあると思います。

そんな中で、その方たちの不安を少しでも和らげて、安心して子育てができるような環境づくりが求められているんですけども、そんな中で伊豆市としても今までやってきたいろいろな妊産婦のサポート事業、これを当然やってきて、それは評価されるんですけども、今回、先ほど言いました第2子以降の子を持つ母親対象にベビープログラムを組んだというか、その意義というのを教えていただきたいんですけども。

A. ベビープログラムの第2子以降のクールというのを今回追加させていただいたのは、今まで第1子でやっておりまして、妊娠届のときにこのメニューとかも全部説明をしているんですが、第2子以降のお母さんでも、ベビープログラムを今やっているけれども、第1子の方だけなので、ちょっと第2子とか第3子の方はごめんなさいねということを見ると、ああ、そうなんですと、やはりいろいろな同じ頃に出産したほかのお母さんたちと交流をしたいという方もいらっしゃるって、自分がそういうのがないというところすごく残念がる方もいらっしゃいましたので、前々からそれはあったことなんですけれども、今回、第1子の方の出生が少ないというところもありまして、第1子のクールの分を少し回数を見直ししまして、第2子以降のクールのほうに今回設定をしてみようと思ったのが理由です。

Q. 今のお話に関係していることなんですけれども、この間、やはり副市長が第2子云々ということをおっしゃってまして、これは第2子までの出産をした母親を対象、今、第3子というようなこともちょっとおっしゃってましたよね。第2子だけではなく、

第3子もということですか。

A. 第2子以降ということで、第1子の方は第1子用のベビープログラムをやっていますので、第2子、第3子、第4子とかでも御希望の方に出席していただけるようなプログラムを考えております。

Q. 今、説明を聞いて分かりましたけれども、先日の副市長がなんていうふうなことを、個人名を出してはいけませんけれども、じゃ、第3子を出産した場合はどうなるんだろうと、第2子を出産するのも大変だけれども、私は子供が3人いますので、第3子を出産したときにもっと大変だったという思いをしているものですから、この間のそれがすごく引かかったんです。ですけれども、今日の今、説明を聞いて分かりました。ありがとうございます。

Q. 41ページをお願いいたします。

児童福祉事業の事業の内容、(2)の③ヤングケアラー研修講師謝礼というのがありますけれども、このヤングケアラーに対する研修というのは、これは誰を対象にしたものでしょうか。

A. このヤングケアラーの研修でございますが、内容としましては、ヤングケアラーの把握や対応の仕方、初歩的なことの研修でございます。

この対象者は、今、考えているのは関係機関の職員、例えば学校教育課の職員とか私たち子育て支援課の職員、また学校関係の先生たちを予定しております。

Q. 分かりました。

今、ヤングケアラーというのは、私、一般質問にもまたやらせていただくんですけども、結構問題になっていることですので、ぜひ研修を受講される方は一生懸命お勉強なさって、ヤングケアラーに対する良い処置をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(委員間討議) 永岡委員、鈴木(正)委員、青木委員、鈴木(優)委員、小長谷委員

A. 先ほどお答えができなかった令和5年度の計画ごみ予定排出量についてお答えさせていただきます。→52頁分

先ほど説明資料としては記入がなかったところ、鈴木(正)委員から御質問のあった内容で、減量対策事業の中で御質問のあった57ページです。先ほど3年度の実績は

回答させていただきましたけれども、5年度の計画ということで、ごみの総排出量の予定ですが、1万472トン、内訳は家庭系が6,556トン、事業系が3,916トンという計画になっております。

以上です。

(反対討論) 永岡委員。

(採 決) 挙手多数。原案可決。

(動 議) 鈴木(正)委員。挙手多数。3月7日の教育厚生委員会にて附帯決議の検討。